



# 熊本県公報

号 外 第 1 0 号  
平成 26 年 3 月 31 日 (月)  
(毎 週 火・金 発 行)

## 目 次

### 訓 令

○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

## 訓 令

### 熊本県訓令第 2 号

本庁各部 (公室・局) 課 (センター) 各 地 方 出 先 機 関  
熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県庁処務規程 (昭和 3 6 年熊本県訓令甲第 2 9 号) の一部を次のように改正する。  
第 4 条中第 2 2 項を第 2 3 項とし、第 1 6 項から第 2 1 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 5 項の次に次の 1 項を加える。  
1 6 知事公室に危機管理防災企画監を置くことができる。  
第 5 条中第 2 4 項を第 2 5 項とし、第 1 7 項から第 2 3 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 6 項の次に次の 1 項を加える。  
1 7 危機管理防災企画監は、上司の命を受け、危機管理及び防災の企画に関する特命事項を処理する。

別表第 1 環境生活部の項中

環境立県推進課
環境保全課
自然保護課
廃棄物対策課
公共関与推進課

を

環境立県推進課
環境保全課
自然保護課
廃棄物対策課

に改め、

同表農林水産部の項中

農村計画課
技術管理課
農地整備課

を

農村計画課
農地整備課
技術管理課

に改め、同項中

水産振興課
漁港漁場整備課
全国豊かな海づくり推進課

を

水産振興課
漁港漁場整備課

に改める。

別表第 2 の 1 の表課 (センター) 長専決事項の欄第 1 5 の項中「特例民法法人、」を削る。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 9 条関係)

### 1 知事公室

局	課	分掌事務	知事決裁事項	部 (公室) 長専決事項	部内局長専決事項	課 (センター) 長専決事項	備考欄に定める役付職員専決事項	備考
		1 知事の特命に関する こと。						

	2 庁議に関するすること。						
秘書課	1 皇室に関するすること。	1 行幸啓等に関するすること。 2 献上品に関するすること。 3 御下賜品等に関すること。					
	2 表彰及び儀式に関すること。	1 県民栄誉賞等に関すること。		1 表彰に関すること（県民栄誉賞に係るものを除く）。 2 儀式に関すること。			
	3 知事及び副知事の秘書に関すること。	1 行事日程に関すること。					
	4 栄典に関すること。	1 叙位叙勲に関すること。 2 褒章条例（明治14年太政官布告第63号）による褒章に関すること。					
	5 政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年熊本県条例第66号）の施行に関すること。			1 同条例第5条の規定による資産等報告書の保存及び閲覧に関すること。			
6 知事公室長室に関すること。							
広報課	1 広報に関すること。	1 広報の企画を決定すること。		1 広報研修計画を決定すること。	1 広報誌の原稿作成に関すること。		

		2 広報功 報者を表 彰するこ と。		2 市町村 広報活動 の支援及 び実態調 査に關す ること。 3 広報廣 聴の審議 會に關す ること。	2 庁内廣 報及び報 真關する こと。日 3 本廣 報協會に 關するこ と。テレ 4 ビジ 及びラジ オの放送 に關する こと。		
	2 広聴に關 すること。	1 広聴の 企画を決 定すること。		1 広聴事 業の實施 に關する こと。	1 陳情、 投書等に 關すること。		
	3 県政記者 會との連絡 及び県政記 者室に關す ること。			1 県政記 者室に關 すること。	1 県政記 者會に關 すること。		
	4 県民行政 相談室、県 民ホール受 付及び県民 のひろば受 付に關する こと。				1 県民行 政相談室、 県民ホール 受付及び県 民のひろば 受付に關す ること。		
	5 県民運動 の連絡調整 に關すること。						
危機管理 防災課	1 危機管理 に係る調整 に關すること。			1 危機管 理に係る 情報収集 及び調整 に關する こと。			
	2 武力攻撃 事態等にお ける国民の 保護のため の措置に關 する法律 (平成16 年法律第1 12号)の 施行に關す ること。	1 同法第 2条第2 項の規定 により指 定地方公 共機關を 指定する こと。 2 同法第 11条第 4項の規 定により 指定行政 機關の長 又は指定 地方行政		1 同法第 35条第 5項又は 第8項の 規定によ り市町村 の国民の 保護の計 画の作成 又は変更 を受け ること。 2 同法第 42条第			

長国護のため  
の保護のた  
めの実し  
の措置に  
関しな  
る要す  
るこ  
と。

3 同法第  
12条第  
1項の  
規定に  
よる  
国民の  
保護の  
ため  
の措置  
の実し  
他の  
道府  
知事  
に  
協  
力を  
求  
め  
る  
こ  
と。

4 同法第  
14条第  
1項の  
規定に  
よる  
市町  
村の  
実  
施す  
べき  
国民  
の保  
護の  
た  
め  
の措  
置を  
代  
行  
す  
る  
こ  
と。

5 同法第  
15条第  
1項の  
規定に  
よる  
自衛  
隊等  
の要  
求を  
請  
す  
る  
こ  
と。

6 同法第  
21条第  
3項の  
規定に  
よる  
指定  
公共  
機関  
又は  
地方  
公共  
機関  
に  
対  
し  
国民  
の保  
護の  
た  
め  
の措  
置に  
関  
し  
な  
る  
要  
す  
る  
こ  
と。

規  
定に  
よる  
国民  
の保  
護の  
た  
め  
の措  
置に  
関  
し  
な  
る  
こ  
と。

3 同法第  
127条  
第1項  
の規  
定に  
よる  
市町  
村及  
び指  
定地  
方公  
共機  
関に  
対  
し  
災  
情を  
報  
告す  
る  
こ  
と。

4 同法第  
127条  
第2項  
の規  
定に  
よる  
総務  
大臣  
に  
災  
情を  
報  
告す  
る  
こ  
と。



	<p>の規に の避難 の指の 除示を うこ。行 14 同法 第97条 第4項の 規によ り対策本 部長に し必要 措置を 講ずる 要請す ること。 15 同法 第99条 第1項に よる緊 急を 通報す ること。 16 同法 第112 条第5項 により 退避の 指示を 行うこ と。 17 同法 第114 条第2項 により 警戒区 域を 設定し、 警戒区 域への 立入りを 制限し、 は若し 禁止し、 又は該 警戒区 域から 退去を 命ずる こと。 18 同法 第148 条第1項 の規定 により 避難指 定を すること。</p>					
<p>3 災害対策 基本法（昭 和36年法</p>	<p>1 同法第 2条第1 項第6号</p>		<p>1 同法第 28条第 3項の規</p>			

<p>律第 2 2 3 号) の 施 行 に 関 す る こ と。</p>	<p>の 規 定 に よ り 指 定 地 方 公 共 機 関 を 定 む 事 と。</p> <p>2 同 法 第 2 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 県 災 害 対 策 本 部 を 設 置 す こ と。</p> <p>3 同 法 第 2 3 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 県 現 地 災 害 対 策 本 部 を 設 置 す 事 と。</p> <p>4 同 法 第 6 0 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 市 町 村 長 が 実 施 す べ き 措 置 の 全 部 又 は 一 部 を 当 該 市 町 村 長 に 代 わ っ て 実 施 す 事 と。</p> <p>5 同 法 第 7 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 市 町 村 長 の 実 施 す べ き 応 急 措 置 を 行 す 事 と。</p> <p>6 同 法 第 7 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 他 の 都 道 府 県 知 事 に 応 援 を 求 め る 事 と。</p> <p>7 同 法 第 7 4 条 の</p>	<p>定 に よ り 資 料 等 の 提 供 又 は 意 見 を 表 明 す 事 と。</p> <p>2 同 法 第 2 8 条 第 6 第 3 項 の 規 定 に よ り 資 料 等 の 提 供 又 は 意 見 の 表 明 を す 事 と。</p> <p>3 同 法 第 2 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 職 員 の 派 遣 を 要 請 す 事 と。</p> <p>4 同 法 第 3 0 条 又 は 第 2 項 の 規 定 に よ り 指 定 政 機 関 の 職 員 の 派 遣 に 関 係 を 求 め る 事 と。</p> <p>5 同 法 第 3 3 条 の 規 定 に よ り 県 職 員 の 職 種 別 現 員 数 等 を 記 載 し た 資 料 を 提 出 す 事 と。</p> <p>6 同 法 第 5 3 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 災 害 等 の 状 況 を 報 告 す 事 と。</p> <p>7 同 法 第 5 7 条 の 規 定 に よ り 電 気 通</p>		
---	--	--	--	--

2 第 1 項の規  
 の定に  
 より他  
 都府に  
 知事  
 し、災  
 害生  
 発都  
 府知  
 又は  
 市町  
 村長  
 を  
 援す  
 とを  
 求め  
 るこ  
 と。

信設備を  
 優先的  
 利用す  
 ことを  
 求め  
 るこ  
 と。  
 8 同法第  
 7 0 条  
 3 項の  
 規定に  
 応じ  
 緊急  
 の実  
 施を  
 要請  
 し、  
 又は  
 求め  
 るこ  
 と。  
 9 同法第  
 7 1 条  
 1 項の  
 規定  
 に従  
 等し  
 し、  
 又は  
 施設  
 等  
 の管  
 理、  
 使用  
 し、  
 又は  
 若し  
 収容  
 し、  
 又は  
 職員  
 の立  
 入を  
 査せ  
 し、  
 又は  
 若し  
 物資  
 の保  
 管を  
 せし  
 め、  
 又は  
 報告  
 を  
 取  
 るこ  
 と。  
 1 0 同法  
 第 7 2  
 条の  
 1 項  
 の規  
 定に  
 応じ  
 緊急  
 の実  
 施に  
 つい  
 て指  
 示を  
 し、  
 又は  
 他  
 の市  
 町  
 村長  
 を  
 援す  
 こと  
 を指  
 示す  
 るこ  
 と。  
 1 1 同法  
 第 7 2  
 条の  
 2 項  
 の規  
 定に  
 応じ  
 緊急  
 対



			<p>求は町 を又市 施の長 め、他を 村援す こめと るこ と。</p> <p>1 2 同 法 第 7 4 条 の 2 第 4 項 の 規 に よ り 災 害 発 生 市 町 村 長 を 援 助 す る こ め と る こ と。</p> <p>1 3 熊 本 県 防 災 会 議 条 例 ( 昭 和 3 7 年 熊 本 県 条 例 第 5 4 号 ) 第 3 条 の 規 定 に よ り 防 災 会 議 幹 事 を 任 命 す る こ と。</p>	
<p>4 石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等 災 害 防 止 法 ( 昭 和 5 0 年 法 律 第 8 4 号 ) の 施 行 に 関 す る こ と。</p>	<p>1 同 法 第 2 8 条 第 5 項 第 4 号 及 び 第 9 号 の 規 定 に よ る 防 災 本 部 員 の 本 部 員 を 指 命 又 は 任 命 す る こ と。 2 同 法 第 2 8 条 第 7 項 の 規 定 に よ る 防 災 本 部 員 の 専 門 員 を 任 命 す る こ と。</p>		<p>1 同 法 第 5 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 第 一 種 事 業 所 の 新 設 に 関 す る 計 画 に 主 任 大 臣 の 意 見 を 述 べ る こ と。 2 同 法 第 5 条 第 5 号 の 規 定 に よ る 第 二 種 事 業 所 を 指 定 す る こ と。 3 熊 本 県 石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等 防</p>	

					部 条 例 ( 昭 和 5 1 年 熊 本 県 条 例 第 6 7 号 ) 第 3 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 幹 事 を 任 免 す る 事 と 。			
		5 自衛隊に 関すること ( 隊員募集 を除く。 ) 。	1 災害派 遣を要請 するこ と 。		1 協力要 請 ( 災害 派遣を除 く。 ) に 関するこ と 。	1 演習通 報の処理 に 関するこ と 。		
		6 無線の行 政への応用 の推進に 関すること 。						
		7 防災行政 無線及び水 防無線施設 の管理に 関すること 。						
		8 防災行政 無線及び水 防無線の運 営に 関すること 。						
		9 防災会議 に 関すること 。						

2 総務部

局	課	分掌事務	知事決裁 事項	部 ( 公室 ) 長専決事項	部内局長専 決事項	課 ( センタ ー ) 長専決 事項	備考欄に 定める役 職専 決事項	備考
	人事課	1 職員の任 免、分限、 表彰、懲戒 その他に 関すること 。	1 職員 ( 技 能職 労務 員 ( 地 方公務 員法 ( 昭 和 2 5 年 第 2 6 号 ) 第 5 7 条に 規定 する 単 純 労 務 雇 用 を し て 行 う る 職 員 を 指 す る こ と 。 ) )	1 職員 ( 部 内局長、 広域本 部長及 びこれ らに 相当 する もの に 限 る。 ) の 人 事 評 価 を 実 施 す る こ と 。	1 職員 ( 知 事専 決事 項第 1 号 に 規 定 す る 技 能 職 員 を 除 く。 ) の 分 限 ( 地 方公 務員 法第 2 8 条第 1 項 の 規 定 に よ る。 ) に 関 す る こ と 。	1 職員 ( 知 事専 決事 項第 1 号 に 規 定 す る 技 能 職 員 を 除 く。 ) の 任 免 の 兼 務 に 関 す る こ と 。 2 地 方公 務員 法第 2 2 条第 2 項 の 規 定 に よ る		

<p>う。除の任及び方員児等す律成法1号611規定を。限方員2第のに免限)彰懲関こ</p> <p>2 (部びにすのるの評実る</p>	<p>2 知事決 裁事項の 欄第1号 に規定す る技能労 務職員の 任免、分 限(地方法 公務員法 第28条 第2項の 規定によ るを除く。) 表彰及び 懲戒に關 すこと。</p> <p>3 職員 (本庁課 長及び相 当のもの に限る。) の人事評 価を実施 すること。</p> <p>4 職員の 訓告及び 注意に關 すこと。</p>	<p>臨時任用期間及び単位の承認すること。</p> <p>3 病欠休暇(結核、傷寒、その他感染症によるもの)及び療養を要する場合は、病欠を承認すること。</p> <p>4 職員の(知事裁欄に規定する技能労務職員の)免(地方公務員法等法律第1項第1号に規定する)に關すること。</p> <p>5 職員の(地方法公務員法第28条第2項に規定する)に關すること。</p> <p>6 熊本の勤務時間、休暇等に</p>
--	---	--









		廃に格基関こ び改ののにるこ び並職付準すと。			第 1 0 号) 第 3 条の規り、改 によのを人 組等委員会 事通知す なるこ。		
4	副知事の 任免に關す ること。	1 副知 事の任 免をす ること。					
5	各種委員 会委員の任 免に關す ること。	1 各種 委員の 委任免 すこと。					
6	職員の海 外派遣研 修に關す ること。				1 海外派 遣研修 者の決 定に關 すこと。		
7	行政事務 の指導及 び監察に 關すること。			1 内部監 査事項 の決定 に關す こと。 2 内部監 査に基 づく事 務の改 善指導 に關す こと。			
8	行政手続 法及び熊 本県行政 手続の施 行に係る 事務の指 導及び助 言に關す ること。						
9	事務能率 に關すこ と。						
10	所管不明 の事務の 配分に關 すること。				1 いずれ の部(公 室)課(セ ンター) に属す るかにつ いて疑義 ある事務 の所管部 (公室) 課(セン ター)の		





<p>す算方策関こ 定予成のに 規編針定す と。同規 2 則1に 3 規3条 の予算 を決す こ。予 3 議及 案算報 予係の 係書出 すに と。地 4 方 自第7 9 条 規1の よ定 算の 決の に処 こ関 と。本 5 算 県第 規1 2 条 に定 す特 別計 の力 条の 適に 関す こ。規 6 則2 9 規に る明 及越 故費 の事 承越 す認 と。こ</p>	<p>予算規則 第26条 に規定す る予備費 の充用 (課(セ ンター) 長専決事 項に該当 するもの を除く。) に關する こと。同 3 規則 第20条 に規定す る指の決 業に關す ること。同 4 規則 第27条 に規定す る予算執 行状況又 は報告調 査に關す こと。</p>	<p>第26条 に規定す る100万 円の予備 費の充用 (軽易な ものに 限る。) に關する こと。同 3 規則 第25条 に規定す る歳入歳 出の予算 新設に關 すこと。計 4 及び 一予算科 目管理に 關すこと。</p>
--	---	---

<p>4 地方譲与税、地方交付税(県分)及び県債に關すること。</p>			<p>1 起債の發行に關すること。 2 普通地方交付税の額の算定に用いる資料の提出に關すること。 3 特別地方交付税の額の算定に用いる資料を提出すること。</p>	<p>1 公募債の消化状況に關すること。 2 起債の統制に關すること。</p>		
<p>5 財政調整基金、災害基金、職員等退職手当基金、県有施設整備基金、県債管理基金及び地域の元気基金(以下この項において「基金」という。)の管理に關すること。</p>			<p>1 基金の処分に關すること。 2 基金に属する現金の繰替決定に關すること。</p>			
<p>6 全国自治体くじ事務協議会及び西日本くじ事務協議会に關すること。</p>	<p>1 協議会規約の制定、改廢に關すること。</p>		<p>1 当せん金付証券の發售計画及び發售申請に關すること。</p>	<p>1 協議会との連絡調整に關すること。</p>		
<p>7 財政事情の公表等に關すること。</p>			<p>1 財政事情の作成及び公表に關すること。 2 地方自治法第33条第3項に規定する必要な施策を説明する書類の作成に關すること。</p>			

		8 出資団体等の指導に 係る調整に 関すること。						
総務私学局	県政情報文書課	1 文書に 関すること。			1 熊本県 行政文書 等の管理 に 関する 条例（平 成23年 熊本県 条例第 113号） 第3条 の規定 による 歴史の 行政文 書の行 廃棄を うこと。	1 熊本県 行政文書 等の管理 に 関する 条例第 4条に よる 特定 公文書 の保存 を行う こと。 2 熊本 県行政 文書の 管理に 関する 条例第 5条第 1項に よる 特定 公文書 の利 用対 し ての 決定 を行う こと。 3 熊本 県行政 文書の 管理に 関する 条例第 2条に よる 特定 公文書 の保 存及 び利 用の 状 況の 公表 を行う こと。		
		2 行政文書 等管理委 員会に 関すること。						
		3 県印、知 事印、副 知事印 及び部 （公室） 長印の 保管そ の他公 印に 関すること。						

4 法制に関する指導、審査及び調整に関すること。							
5 法規、政策法務及び訟務に関すること。							
6 公告式及び県公報に関すること。							
7 公益法人制度に係る事務の総括に関すること。							
8 公益認定等審議会に関すること。							
9 他課（センター）の所管に属さない公益法人及び公益信託に関すること。							
10 情報公開に関すること。							
11 個人情報の保護に関すること。							
12 情報公開審査会並びに個人情報保護審議会及び個人情報保護審査会に関すること。							
13 公立大学法人熊本市立大学に関すること。	1 款の変更認可に関する申請すること。 2 中期の目標に関すること。 3 中期目標			1 監査人の選任に関すること。			

		了 検 び に る 事 び の に る 理 及 事 免 す と。 間 時 討 措 関 こ 長 監 任 関 こ						
	1 4 総務私 学局長に 務事関 するこ と。							
総務事務センター	1 総務事務 の集中 に 関 す る こ と。			1 総務事務 の集中 実施 に 関 す る こ と。				
	2 職員（選 挙管理委員 会、人事委 員会、監査 委員、事務 局長、事務 局長、労働 委員会、有 明海調整委 員会、天草 区漁業調整 委員会、火 海調整委員 会及び教育 委員会、以 外の各職 員を）の 集中 に 関 す る こ と。				1 扶養親 族に係 る出 居 を す る こ と。 2 勤 当、住 手 身 赴 及 勤 地 に 関 す る こ と。 3 年 末 調 整 申 告 の 審 査 に 関 す る こ と。			
	3 選挙管理 委員会、人 事委員会、 監査委員、 労働委員、 有明海調 整委員会、 天草区漁 業調整委 員会、火 海調整内 管委員会、 水面漁場 委員会、 収用委員					1 年 末 調 整 申 告 の 審 査 に 関 す る こ と。		

<p>委員未 の係等 の集 の関 す こと。</p>						
<p>4 旅費の計 算に關す こと。</p>						
<p>5 旅費事務 に係る電 子計算組 織を利用 し旅行申 請に係る 旅費事務 等（選挙 管理委員 会、人事 委員会、 監査委員 会、労働 委員会、 有明海 区漁業調 整委員会 、天草区 漁業調整 委員会、 海面漁場 及び委員 会並びに 学校以外 の機関の 集中す こと。</p>				<p>1 旅費事務 に係る電 子計算組 織で磁的 記録によ り支出に 關するこ と。 2 熊本等 の關例第 27条第3 項の規定 による旅 費調整の 例を含む こと。</p>		
<p>6 職員（選 挙管理委 員会、人 事委員会 、監査委 員会、事 務委員会 、労働委 員会、有 明海調整 委員会、 天草区漁 業調整委 員会）</p>						

<p>水及び内 理管並 び場会 漁員会 委員教 に事の 会及び 及の教 外関の 含む。) 自家用 よる公 張に務 取扱要 取(領 が命者 議知事 るしに るも定 る。に づく自 車の登 係録事 集務處 関理に とすこ</p>						
<p>7 地方公務 員法第22 条第2項 規定によ り任用さ れた職員 臨時職員 (職員及 前休暇 産後休 伴う代 時職員 下「産 後代替 職員」 う。) く。) 地方公 法第3 3項第 3号に り任用 た非常 員(勤 も選 委員 事務 委員 及員 並員 務局 校以</p>				<p>1 賃金及 び報酬 の支払 に關す ること。 2 賃金及 び報酬 に關し 年未 調整 並徴 源泉 の發 行に 關す ること。 3 賃金及 び報酬 に關し 住民 特別 の關 徴収 に關 すこ と。 4 社会保 險資格 の喪 失等 の及 びの 手續 料に 關す こと。 5 雇用保 險資格 の喪 失等 の及 びの 手續 料に 關す こと。</p>		



<p>任用された者熊本の公務に勤務する者（。）の賃金及び労働に 育機関に任用された者熊本の公務に勤務する者（。）の賃金及び労働に 用され、熊本の公務に勤務する者（。）の賃金及び労働に を含まない。熊本の公務に勤務する者（。）の賃金及び労働に 本公署以外に勤務する者（。）の賃金及び労働に 公署に勤務する者（。）の賃金及び労働に する者（。）の賃金及び労働に す。）の賃金及び労働に 金又は報酬 並に社会 保及労働 働保及 中処に すこと。</p>				<p>職票の発行に 関すること。</p>		
<p>8 地方公務員法第22条第2項の規定により任用された臨時職員（産前産後代替員に限る。）及び地方公務員休業法等第6条第2号の規定により任用された臨時職員（い ずれも選挙管理委員会、人事委員会、人事事務局、監査委員事務局並びに教育委員会及び学校教育機関に任用された者 を含み、熊本の公務に勤務する者（。）の賃金及び労働に す。）の賃金及び労働に 金又は報酬 並に社会 保及労働 働保及 中処に すこと。</p>				<p>1 社会保険資格の喪失等及び保険料の支払に 関すること。 2 雇用保険資格の喪失等、保険料の支 払及び職票の発行に 関すること。</p>		
<p>9 地方公務</p>				<p>1 社会保</p>		

		<p>員法第28 条の4第1 項の規定 により任 用された 再任用 職員（選 挙管理委 員会、人 事委員会 、人事委 員会、監 査委員、 事務局及 び労働委 員会並 び事務局 及び教育 委員会の 事務及び 学校教育 以外の教 育機関に 任用され た者を含 み、熊本 県内所 在の公 署以外 の勤務 する者 を除く。） の社会保 険及び 雇用保 険集中 処理に 関する こと。</p>				<p>のののの 格等及び 喪続及保 得手続險 保支払に すするこ と。用保 2 雇資の 險資等 得喪の 手続保 手險料支 続及の 払職票離 行に発 るこす と。</p>		
		<p>10 職員の 児童手当 に関する こと。</p>				<p>1 児童手 当法（昭 和46年 法律第 73号） 第17 条第1 項、第 18条 第1項 及び第 17条に 規定に 基づく 児童手 当及び 並びに 不正利 収得を すこと。 2 同法第 26条第 2項の 規定に 基づく 届出等 を処理 すること。 3 同法第 29条の</p>		

					規定に基づく報告をす と。		
	1 1 職員の子ども手当に関すること。				1 子どもの手当及び給不の徴収すること。 2 子どもの手当の届出の処理すること。 3 子どもの手当の支給状況に係る報告をす と。		
	1 2 職員厚生室に関すること。						
	(1) 職員の健康支援に関すること。			1 職員の健康管理の実施方針に 関すること。	1 職員の健康管理の実 施に 関すること。		
	(2) 職員の福利厚生に関する こと。	1 厚生施設を 設置 すること。		1 職員の厚生及び保健事業 を 企 画 す と。	1 職員の厚生及び保健事業 を 実 施 す と。 2 厚生施設を 管 理 す と。 3 厚生施設を 営 運 す と。		
	(3) 職員の共済事業及び恩給 に 関 す こ と。			1 恩給を 裁 定 し 、 支 給 す こ と。			
管財課	1 公有財産の総括に 関 す こ と。	1 公有財産の評価基準に 関 す こ と。 2 用地価格に 関 す こ と。	1 財産台帳を整備する こ と。 2 公有財産の評価に 関 す こ と。		1 公有財産の再評価及び 調 査 の 決 定 を す と。 2 公有財産の作成 に 関 す こ と。		

		<p>3 こと。有財 公の査に態 産の調る方関 すをる決針 ること。</p>			<p>3 と。有財 公の状況 産に関す 資報告を 報めると。</p>		
	2 ファシリ テイマネジ メントの推 進に関する こと。						
	3 普通財産 の管理及び 処分に関する こと。	1 議決を要 す不動態 産の処分 すること。	1 評価額 7,000万 円以上の 不動産 （議決を 要する ものを 除く。） の処分 すること。	1 評価額 1,000万 円以上7,0 00万円未 満の不動 産を処分 すること。 2 普通財 産の貸付 けをす ること。	1 評価額 1,000万 円未満の 不動産を 処分す ること。 2 普通財 産及び普 通財の貸 付のうち 電柱敷地 の等貸付 けをす ること。 3 普通財 産の境界 を確認す ること。		
	4 県庁舎及 び県庁附属 宿舎の維持 管理に関する こと。			1 事務室 の使用を 決定す ること。 2 代用宿 舎借上契 約をす ること。	1 宿舎の 入退居を 許可す ること。 2 会議室 の使用を 許可す ること。 3 職員駐 車場の許 可をす ること。		

					と。 4 火気物 品の等の使用 を許可す ること。		
	5 県庁舎及 び県庁附 宿舎の電 気及び機 械の管理 に關する こと。				1 電話の 新設及び 移転をす ること。		
	6 県庁舎の 保全及び 秩序の維 持に關す ること。		1 熊本県 庁舎等管 理規則(昭 和42年規 則第4号) 第10条に 違背する 措置に關 すること。				
	7 広域本部 の入居す る庁舎等 (県庁舎 を除く。)及 び広域本 部長等宿 舎に關す ること。						
	8 庁用自動 車の集中 管理に關 すること。				1 庁用自 動車の配 車に關す ること。		
	9 国有資産 等所在市 町村交付 金の交付 に關する こと。			1 国有資 産等所在 市町村交 付金の交 付に關す ること。			
	10 公有建 物の災害 共済の委 託に關す ること。			1 公有建 物の火災 共済委託 に關する こと。	1 公有建 物の火災 追加及び 一部解除 に關する こと。		
	11 財産審 議会に關 すること。						
私学振	1 私立学校 及び宗教 法に關す ること。	1 私立学 校法(昭和	1 学校教 育法第4 条の規定	1 私立学 校法第3 1条の規	1 宗教法 人の規則 変更を認		



				<p>定め、これを公告する。同法第61条の規定により、人が収益の命と。</p> <p>6 6 1 規定により、人が収益の命と。</p> <p>7 5 0 規定により、人の解散又は認定をすること。</p> <p>8 5 2 規定により、人の合併を認可すること。</p> <p>9 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第10条の規定に基づく学校助成に関すること。</p> <p>1 0 法人の規則を認証すること。</p> <p>1 1 宗教法人の合併及び解散を認証すること。</p>			
		2	私立学校審議会に關すること。				
		3	いじめ調査委員に關すること。				





<p>な合境決る。有の係町境更定こ      で場のをすと。公面に市の変決る      7 明いそ界定こ 水みる村界をすと。      8 市町の代をすと。町      9 市長時者任こと。町      市相互は村関間争る自争委調付こ      1 0 市にるに、都県をるのをこ      町関事ついで、理府事めめ議う      1 1 郡区域の新設、又更定こ      のの新止変決る      1 2 一</p>					
--	--	--	--	--	--

		事務の組合立可 部組設許ること。					
2	市町村合併推進に 関すること。						
3	市町村の土地開 発公社に 関すること。						
4	行政書士に 関すること。			1 行政書士法（昭和26年法律第43号）第3条の規定により行政書士試験を 実施すること。	1 同法第14条に基づき、行政書士の業務を停止し、又は業務を禁止し、これらについて聴聞を行うこと。		
5	自衛隊員の募集に 関すること。				1 自衛隊員の間試験場所を告示すること。 2 自衛隊員募集に関する啓発宣伝を 実施すること。		
6	地方制度の調査研 究に 関すること。						
7	広域本部に 関すること（広域本部の 入居する庁舎等（県庁舎 を除く。）及び広域本部 長の宿舎に 関することを除く。）。						
8	市町村・税務局長に 関すること。						

市町村財政課	<p>と。</p> <p>1 市町村その他の公共団体の一般行政すること。</p>	<p>1 市町村の再生を大進すること。町財生の再画務にすこと。</p> <p>2 市町村の再生を大進すること。町財生の再画務にすこと。</p>		<p>1 市町村の公共財政に関する指導、助言及び報告をすこと。</p> <p>2 市町村の財政再生計画の変更を総務にすこと。</p> <p>3 市町村の財政再生計画の変更を総務にすこと。</p> <p>4 市町村の健全化及び企業健全化計画の概要及びその要旨を報告すること。</p> <p>5 市町村の財政再生計画の実施状況を総務にすこと。</p> <p>6 市町村の財政再生計画の完了報告を総務にすこと。</p> <p>7 市町村の地方交付税の</p>	<p>1 市町村から提出された交付金及び特例金の算入その他を総務にすこと。</p> <p>2 地方交付金の特例の算入の検査をすこと。</p> <p>3 地方債等の協議にすこと。</p> <p>4 国提等施設市町村の助成金の市町村へ通知すること。</p> <p>5 市町村の財務に関する資料を総務にすこと。</p> <p>6 市町村の健全化比率及び企業の健全化比率の公表及び健全化比率の総務</p>		
--------	--	---	--	--	--	--	--



の額を総  
 務大を臣に  
 報し、に  
 市町村  
 通知す  
 こと。  
 1 2 錯 誤  
 によ生  
 じた地  
 方又  
 交付税  
 は地方  
 特金  
 交付金  
 の超過  
 の付分  
 に返  
 いて、  
 還させ  
 べき額  
 を大臣  
 総務大  
 臣に報  
 告し、  
 及び  
 その返  
 還に  
 の方法  
 につ  
 いて市  
 町村の  
 意見を  
 聞く  
 こと。  
 1 3 地 方  
 交付税  
 及び地  
 方特金  
 交付金  
 の額の  
 算用の  
 定に資  
 料の果  
 検査結  
 果を総  
 務大  
 臣に報  
 告す  
 こと。  
 1 4 地 方  
 債の同  
 意額  
 等予  
 定に  
 伴  
 通知  
 う同  
 意予  
 定額  
 及び  
 予  
 定額  
 を決  
 定  
 する  
 こと。  
 1 5 地 方  
 債の起  
 債額  
 予定額  
 を大臣  
 総務大  
 臣に提  
 出す  
 こと。  
 1 6 地 方  
 公 営 企 業  
 法 施 行 令  
 ( 昭 和 2  
 7 年 政

				<p>第 4 0 3 号) 第 2 1 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 地 方 公 営 企 業 法 第 4 0 第 3 条 第 2 項 に 規 定 する 地 方 公 営 企 業 の 経 営 に 関 する 事 務 報 告 大 告 告 と。</p> <p>1 7 同 令 第 2 8 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、 事 務 報 告 大 告 告 と。</p> <p>1 8 固 定 資 産 の 価 格 等 の 正 確 性 に 関 する 事 務 報 告 大 告 告 と。</p> <p>1 9 固 定 資 産 の 評 価 及 び 配 分 の 行 方 等 の 事 務 報 告 大 告 告 と。</p> <p>2 0 固 定 資 産 の 概 要 調 査 取 扱 規 則 の 作 成 送 付 事 務 報 告 大 告 告 と。</p> <p>2 1 市 町 村 の 固 定 資 産 平 均 額 の 算 定 事 務 報 告 大 告 告 と。</p>		
2 市 町 村 振 興 資 金 に 関 する 事 務 報 告 大 告 告 と。	1 熊 本 県 市 町 村 振 興 資 金			1 同 要 項 第 6 条 の 規 定 に 基 づ き、 貸 付	1 同 要 項 第 1 0 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、	

			<p>項条の 2 規定 のよ に資 貸を 付第 のに 資貸 をを るこ と。</p>	<p>の内 2 同 第7 規定 り事 業の 変更 止又 止を 承認 すこ と。 3 同 第8 規定 り貸 の内 取り 消す こ と。 4 同 第1 の規 定よ る金 又は の繰 上償 還に 関す るこ と。 5 同 別表 に事 知に 必要 認め る事 業及 び特 急に する 必要 認め る事 業を 認定 すこ と。</p>	<p>り貸 の決 定を すこ と。 2 同 第1 の規 定よ り市 町村 対し 資料 出を 求は 地に 査を すこ と。</p>		
		3 固定資産 評価審議 会に 関す るこ と。					
消防 保安課	1 消防に 関す ること。	1 消防 組 （昭 和2 2年 第6 2号 ）第 9条 の規 定よ り消 防設 施の		1 消防 法（ 昭和 38年 第1 86号 ）第 7条 第3 項の 規定 に消 防士 を 実 施す るこ と。	1 消防 法第 22条 第1 項の 規定 によ り市 町村 長に 報す と。 2 消防 組 第2 9条 の規		

		<p>充成る          拡助す          のをこ          2 第 4 条の          3 第 4 条の          3 第 4 条の</p>	<p>化のをこ          2 第 4 条の          3 第 4 条の</p>		<p>2 消防組          織法第 2          9 条の規          定によ          市町村          互間の          絡協調          び消防          員の人          交流の          つ旋に          すること。          3 同法第          2 9 条の          規定に          る指導          (課(セ          ンター)          長専決          項に該          するもの          を除く。          ことに          こと。          4 同法第          2 9 条の          規定に          る消防          想の普          及に関          するこ          と。          5 同法第          2 9 条の          規定に          る消防          関する          街地の          級化に          するこ          と。          (消防          長官が          定する          に係る          のを除          く。)          6 同法第          3 8 条の          規定に          る勸告          指導及          び言を          すること。</p>	<p>定による          消防統          及び消          情報に          情する          こと。          3 同法第          2 9 条の          規定に          る消防          用に供          する設          備、機          械器具          及び資          材の性          能試験          に関す          ること。          4 同法第          2 9 条の          規定に          る市町          村の消          防計画          の作成          の指          導を行          うこと。          5 消防法          施行令          (昭和 3          6 年政          令第 3          7 号)第          3 条の          規定に          る消防          管理者          をる          こと。</p>		
	<p>2 危険物の          規制に          関する          こと。</p>				<p>1 同法第          1 3 条の          3 第 3          項の規          定に</p>	<p>1 同法第          1 1 条第          5 項及          び第 1          1 条</p>		



				危険者を 取扱を る取 物試 験施 と。	第1定 規危 の製 2の 項よ に物 険所 造成 完 及 検 査 を す こ と。		
	3 消防学校 に関するこ と。			1 消防組 織法第2 9条の規 定によ り消防 及び消 団員防 員教 養訓 練に 関す と。 2 消防学 校学生 募集に 関す と。			
	4 電気（他 課所掌の ものを除 く。）、ガ ス及び鉄 砲火薬類 に関する こと。			1 高圧ガ ス保安 法（昭 和26年 法律第 204号） 第3条第 2項の規 定により 製造保 安責任 者及び 販売主 任者の 試験を 実施す ること。 2 液化石 油ガス の保安 及び保 引の適 正化に 関する 法律（ 昭和42 年法律 第149 号）第3 5条の規 定により 液化石 油ガス の実 施	1 高圧ガ ス保安 法第39 条の規 定によ り緊急 措置を するこ と。 2 火薬類 取締法 第45条 の規定 による 措置を するこ と。 3 ガス事 業法（ 昭和29 年法律 第51号） 第46条 及び第 47条の 規定に よるガ ス用品 販売店 取 締 る こ と。		

				と。 3 火薬類 取締法 (昭和2 5年法 律第1 49号) 第3条 の規 定に よ り 丙種 火薬 製造 者 及 火 薬 保 険 者 の 取 扱 責 任 者 を る こ と。 4 電 気 事 業 法 (昭 和 3 9 年 法 律 第 1 7 0 号) 第 6 3 条 の 規 定 に よ る こ と。			
	5 防災消防 航空センター に関する こと。						
税務課	1 県税に関 すること。	1 熊本 県 税 例 ( 昭 和 2 9 年 法 律 第 2 8 号) 第 5 条 の 規 定 に よ る こ と。 2 熊 本 県 の 特 定 非 営 利 法 人 に 関 する 特 殊 の 課 税 に 関 する こ と。 3 熊 本 県 の 特 定 非 営 利 法 人 に 関 する 特 殊 の 課 税 に 関 する こ と。 4 熊 本 県 の 特 定 非 営 利 法 人 に 関 する 特 殊 の 課 税 に 関 する こ と。 5 熊 本 県 の 特 定 非 営 利 法 人 に 関 する 特 殊 の 課 税 に 関 する こ と。		1 熊 本 県 の 特 定 非 営 利 法 人 に 関 する 特 殊 の 課 税 に 関 する こ と。 2 熊 本 県 の 特 定 非 営 利 法 人 に 関 する 特 殊 の 課 税 に 関 する こ と。 3 熊 本 県 の 特 定 非 営 利 法 人 に 関 する 特 殊 の 課 税 に 関 する こ と。 4 熊 本 県 の 特 定 非 営 利 法 人 に 関 する 特 殊 の 課 税 に 関 する こ と。 5 熊 本 県 の 特 定 非 営 利 法 人 に 関 する 特 殊 の 課 税 に 関 する こ と。	1 地 方 税 法 第 1 9 条 の 規 定 に よ る こ と。 2 地 方 税 法 第 1 9 条 の 規 定 に よ る こ と。 3 地 方 税 法 第 1 9 条 の 規 定 に よ る こ と。 4 地 方 税 法 第 1 9 条 の 規 定 に よ る こ と。 5 地 方 税 法 第 1 9 条 の 規 定 に よ る こ と。		



					が、固定資産の売却指値の決定をすること。 5 通告処分の場合に承認すること。			
		2 地方法人特別税に関すること（収入調及び国への払込みに関する。）。						
		3 税理士に関すること。				1 税理士法（昭和26年法律第237号）第23条の規定により同法第4条及び第24条の規定による欠格事項又は拒当事由の認定及び通知をすること。		
		4 ふるさとくまもと応援寄附金に関すること。				1 100万円の納付に関すること。		
		5 自動車税事務所に関すること。						

3 企画振興部

局	課	分掌事務	知事決裁事項	部（公室）長専決事項	部内局長専決事項	課（センタ一）長専決	備考欄に定める役	備考
---	---	------	--------	------------	----------	------------	----------	----

						事項	付職員専 決事項	
企画課	1	県の政策及び施策の総合的な企画、総調整及び調査研究に関すること。						
	2	県政運営の基本方針の策定及び進行管理に関すること。						
	3	知事会等に関すること。						
	4	地方分権に関すること。						
	5	東京事務所に関すること。						
	6	フードバレー推進室に関すること。						
	(1)	県南地域で生産された農林水産物に関する食品産物の集積等に向けた取組の推進に係る施策の企画調整その他当該取組の推進に関すること。						
7	企画振興部長室に関すること。							
地域・文化振興局	地域振興課	1	地域の振興に係る企画、総調整及び推進すること。					
		2	過疎地域の振興その他地域の調査、企					

画及び調整に関すること。						
3 離島振興、半島振興及び山村振興の調査、企画及び調整に関すること。						
4 土地基本法（平成元年法律第84号）の施行に関すること。						
5 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の施行に関すること。	<p>1 同法第7条の規に基づく国土利用（画策）に画計をすこと。</p> <p>2 同法第9条の規に基づく土地利用計策をすこと。</p> <p>3 同法第2条の規に基づく区域及び第2条の規に基づく区域指定をすこと。</p>		<p>1 同法第27条の規に基づく助言をすこと。</p> <p>2 同法第28条の規に基づく土地の旨をすこと。</p>			
6 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38			1 同法第41条の規に基づく不			

	<p>年法律第152号)の施行に関すること。</p>			<p>産鑑定業 者に対す る監督 を分す こと。第 24条の 規定に 基づく 産鑑不 定業 者の登 録を す こと。</p>			
	<p>7 国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく土地分類調査に関すること。</p>						
	<p>8 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関すること。</p>						
	<p>9 熊本都市圏の振興に係る施策の調整に関すること。</p>						
	<p>10 熊本都市圏整備に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>						
	<p>11 万日山緑地公園に関すること。</p>						
	<p>12 地域・文化振興局長に関すること。</p>						
文化企画課	<p>1 文化行政の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>						
	<p>2 文化関係団体に関すること(教育委員会に属する)</p>						

		るものを除く。)						
		3 県立劇場に関すること。						
		4 文化・世界遺産推進室に関すること。						
		(1) くまもと文化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
		(2) 世界遺産登録推進に関すること。						
	川辺川ダム総合対策課	1 川辺川ダムに係る総合的な対策の企画及び調整に関すること。						
		2 五木村の振興推進に係る総合調整に関すること。						
交通政策・情報局	交通政策課	1 総合交通対策に関すること。				1 熊本県高齢者、等と社会的活動への促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号）第27条第2項の規定に基づき、必要及び助言を		
		2 交通結節拠点の開発促進に関すること。						
		3 高速自動						



	<p>車道の建設促進及び連絡調整に関すること（道路整備課の分掌に係るものを除く。）。</p>						
	<p>4 鉄道及び地方バスの整備促進に関すること。</p>						
	<p>5 肥薩おれんじ鉄道株式会社による鉄道の確保に関すること。</p>						
	<p>6 有明海自動車航送組合に関すること。</p>			<p>1 有明海自動車航送船組合議会の推薦をすること。</p>			
	<p>7 熊本空港の拡充整備に関すること。</p>						
	<p>8 航空路線の振興に関すること。</p>						
	<p>9 交通政策局長に関すること。</p>						
情報企画課	<p>1 高度情報社会に対応する施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>						
	<p>2 行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>						
統計調査課	<p>1 統計法（平成19年法律第53号）及び熊本県調査条例</p>	<p>1 同条に基づく調査を</p>		<p>1 同条例に基づく調査の実施を決定するこ</p>	<p>1 同法に基づく統計調査、同条例に基づく統計調査、</p>		

		<p>(昭和30年熊本県条例第19号)に基づく調査(他所掌のものを除く。)に関すること。</p> <p>2 県勢の調査に関すること。</p>	と。		<p>と。</p> <p>2 同条例に基づく統計調査の結果の公表を行うこと。</p> <p>3 同法及び同条例に基づく調査区の設定を行うこと。</p>	<p>その他の調査計画をすること。</p> <p>2 同法及び同条例に基づく調査員の任免を行うこと。</p> <p>3 同法に基づく統計調査の報告及び期報告をすること。</p> <p>4 統計年鑑等及び各種資料を配布すること。</p>	
--	--	--	----	--	---	---	--

4 健康福祉部

局 課	分掌事務	知事決裁事項	部(公室)長専決事項	部内局長専決事項	課(センター)長専決事項	備考欄に定める職員専決事項	備考
健康福祉政策課	1 保健医療福祉施策の企画、調整及び推進に関すること。						
	2 福祉事務所、保健所、福祉総合相談所、保健環境科学研究所及び総合福祉センターに関すること。						
	3 社会福祉審議会に関すること。						
	4 保健、福祉の情報企画に関すること。						
	5 健康福祉分野の研修の企画及び調整に関すること。						

<p>ること。 6 災害救助 に関するこ と。</p>			<p>1 災害弔 慰金の支 給等に關 する法律 (昭和4 8年法律 第82 号)第7 条第1項 及び第9 条の規定 による費 用の負担 並びに同 法第11 条第1項 の規定に よる貸付 の決定を するこ と。</p>			
<p>7 福祉のま ちづくり室 に関するこ と。</p>						
<p>(1) 地域福 祉の推進 に関するこ と。</p>						
<p>(2) 社会福 祉法(昭 和26年 法律第4 5号)の 施行に關 するこの 分掌事務 に係るも のを除 く。)</p>		<p>1 同法第 32条の 規定によ る社会福 祉法の認 可をす ること。 2 同法 39条及 39条の 規定によ り、又は 理事特別 代理人を すること。 3 同法 56条の 3項によ り、社会 福祉法 務命令に 基づき、 又は職</p>	<p>1 同法第 20条の 規定によ る指導 監督に關 すること。 2 同法 56条第 1項によ り、社会 福祉法 務等を行 うこと。 3 同法 56条第 2項によ り、社会 福祉法 務命令に 基づき、 又は同 法第8 5条によ る社会</p>	<p>1 同法第 21条の 規定によ り、職員 の訓練に 關すること。 2 同法 56条第 1項によ り、社会 福祉法 務の検査 を行うこ と。 3 同法 56条第 2項によ り、社会 福祉法 務命令に 基づき、 又は同 法第8 5条によ る社会</p>		

			<p>この第1条の規定による福祉の事業の停止を命ずること。第2条の規定による施設の制限、又は認可を取り消すこと。</p> <p>4 同法第6条の4項に定める社会散命を命ずること。第5条の規定による社会公益事業の停止を命ずること。第7条の規定による施設の制限、又は認可を取り消すこと。</p>	<p>法人の助成をい、その結果と。同法第71条の規定による福祉の施設に要する措置を命ずること。</p>			
	(3) 熊本県高齢者、障害者等の社会的活動への促進に関する条例の企画及び調整に関すること。						
	(4) ユニバーサルデザインの推進に関すること。						
	(5) 民生委員に関すること。						
	(6) 地域福祉基金に関すること。						
8	健康福祉						

	部長室に 関すること。						
健康 危機 管理 課	1 健康危機 管理に 関すること。						
	2 感染症に 関すること。		1 感染症 の予防 及び症 患者に 対する 治療 に法律 （平成 10年 法律 第14 号）第 31条 のよ 生活 に用 れられ る給 水は 制限 し、 禁止 を命 ず こと。 2 同 法第 32条 のよ り建 物入 り限 り禁 止す こと。 及第 2項 に感 染の 防 めな 措 置を 講 ず こと。 3 同 法第 33条 のよ り交 通限 り禁 止す こと。 4 同 法第 50条 のよ り第 2	1 同法第 14条 のよ り第 1項 に指 定機 関を 定 し、 同法 第5 条の よ り第 1項 の指 定を 消 す こと。 2 同 法第 21条 のよ り患 者 を移 送す こと。 3 同 法第 38条 のよ り第 2項 に指 定機 関、 第2 種指 定機 関及 び第 9項 に指 定を 消 す こと。 4 同 法第 40条 のよ り支 出を し、 同法 第3 項に よ り診 料の 額を 決			

<p>7 条か 同法第 3条ま 及同 第35 規1項 措1す 施置 はし せ実 る施 こ</p>	<p>5 るこ 4同と 規3 り定 求報 査め こさ 診と の療 の支 の払 の一時 し差 し止 関め とる こ</p> <p>6 同法 45 1項 定に 健康 を診 を断 し告 し同 第2 規項 りよ 断健 せ康 と行 こ</p> <p>7 同法 46 1項 定に 入院 をを 告勸 条第 及第 項3 の規 に定 院入 同させ 項第 の規 に定 院入 をの 延期 長間 すす と</p> <p>8 同法 47 規新 り感 症染 があ が所 を移 を送 るす こ</p> <p>9 同法 48 4項 定に 新感 に染 係症 確</p>
--	---

				認をす こと。 法 1 0 同 条 第 5 3 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に よ り 保 健 所 を 設 置 す る 市 の 健 康 診 断 に つ い て 指 示 す る こ と。 1 1 同 法 第 5 3 条 の 1 3 の 規 定 に よ り 精 密 検 査 を 行 う た め に 医 療 機 関 と 委 託 契 約 を 締 結 す る こ と。			
3	予 防 接 種 に 関 す る こ と。			1 予 防 接 種 法 ( 昭 和 2 3 年 法 律 第 6 8 号 ) 第 6 3 条 の 規 定 に よ り 定 期 予 防 接 種 を す る こ と。	1 同 法 第 6 条 の 規 定 に よ り 臨 時 予 防 接 種 を 又 施 し、 又 は 市 町 村 に 接 種 を 指 示 す る こ と。		
4	結 核 の 診 査 に 関 す る 協 議 会 及 び 感 染 症 の 診 査 に 関 す る 協 議 会 に 関 す る こ と。						
5	熊 本 県 入 浴 施 設 に お け る レ ジ オ ネ ラ 症 の 発 生 防 止 の た め の 衛 生 管 理 に 関 す る 条 例 ( 平 成 2 6 年 熊 本 県 条 例 第 1 3 号 ) に 基 づ く 事 務 係 調 整 等 に 関 す る こ と。						
6	食 品 衛 生			1 食 品 衛	1 食 品 衛		

<p>に關すること。</p>			<p>生法（昭和22年2月23日法律第33号）第25条の規により検査すること。 2 同法第58条の規により食中毒の患者報告すること。</p>	<p>生監視員 等関係法 令に定め る身分を 証する発 行をすこ と。</p>		
<p>7 ふぐ取締に關すること。</p>			<p>1 熊本県取扱（昭和33年2月7日）第8条の規により試験をすこと。 2 同条第13条の規により処理又登録をすこと。</p>	<p>1 同条の規により師を許すこと。 2 同条の規により試験をすこと。 3 同条の規により師を登録し、第10条の規により交付すこと。</p>		
<p>8 製菓衛生師に關すること。</p>			<p>1 製菓衛生師法（昭和41年11月5日）第4条の規により試験をすこと。 2 同法第7条の規により製菓衛生師</p>	<p>1 同法第3条の規により衛生師を許すこと。 2 製菓衛生師法（昭和41年3月8日）第3条の規により名簿</p>		



					<p>師を登録 すこと。 3 8 条 定免許 り消 と。</p>	<p>訂正又 同令第 条の規 に約の 許証の 換交付 するこ と。同 3 4 条 定に第 製葉衛 師の生 を取登 すこ録 す消 4 6 条 定に第 免許規 再交付 ること。</p>		
		<p>9 と畜場及 び化製場等 に関するこ と。</p>		<p>1 と畜場 法（昭和 2 8 年法 律第 1 1 4 号）第 4 条の規 定により と畜場の 設置を許 可すこと。 2 同法第 1 8 条の 規定によ り畜場の 設置の許 可を取り 消すこと。 3 化製場 等に関する 法律（昭 和 2 3 年 法律第 1 4 0 号） 第 3 条の 規定によ り死亡獣 畜取扱を 設置する 可と。同 4 7 条の 規定によ り死亡獣 畜取扱の</p>				





			<p>法律第2号) 条に犬時認場合留す          471の規り狂生と場いを          第のよ病必めたけの命る          2 同 法 第 3 条 に よ の 射 に こ          1 規 定 臨 時 注 射 実 施 する          予 の 関 係 と 。 同 法 第 5 条 に よ 病 に 移 限          3 1 規 定 狂 生 時 の 移 動 を 制 限 する こと 。          4 同 法 第 1 8 条 の 規 定 け れ い 殺 犬 抑 留 犬 を 焼 却 する こと 。          5 所 焼 却 場 設 置 する こと 。</p>	<p>り け い 留 獲 指 定 する          2 人 に 関 係 する こと 。</p>		
1 2 動物の愛護及び管理に関すること。				<p>1 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年第105号)第4条の規定による動物の愛護に関する          2 同法第19条の規定による動物の愛護に関する</p>	<p>1 同法第18条の規定による犬及び猫の引取りに関する          2 同法第19条の規定による動物の愛護に関する</p>	
1 3 食肉衛生検査所及び動物管理センター						

長寿社会局	高齢者支援課	<p>関すること。</p> <p>1 高齢者福祉の支援策の企画に関すること。</p> <p>2 老人福祉法（昭和33年法律第133号）の施行すること。</p>		<p>1 同法第5条の1第4項に定める養護一置すこと。</p> <p>2 同法第6条の1第3項に定める社会介護一特別老人の休止、員の増減にこと。</p> <p>3 同法第9条の1第1項に定める養護一設若運善は業若廃じ認りと。</p>	<p>1 同法第8条の1第1項に定める老人生活事業センター、老人短期施設は介護セ及び第2項に定める養護一係りをと。</p> <p>2 同法第18条の2第1項の2に定める居宅支援又サービス、老人短期施設は介護一の制限は命と。</p> <p>3 同法第</p>	<p>1 同法第6条第2項に定める町言こと。</p> <p>2 同法第29条第2項に定める老人等て求め、職員、検査を。</p>	<p>1 同法第1条第1項に定める居生活事業開始届受理と。</p> <p>2 同法第1条第2項に定める居生活事業更出受理と。</p> <p>3 同法第1条第3項に定める居生活事業の休止届受理と。</p> <p>4 同法第1条第4項に定めるサービス</p>	課長補佐（業務の担当を命ぜられた者を除く。）
-------	--------	---	--	--	--	---	---	------------------------

第9条の規  
 定によら  
 る老人の  
 生活改善  
 に必要な  
 措置をこ  
 とす。

5 一、短期施設又は老人支援センターの設置を受けること。法53の規  
 5 一、短期施設又は老人支援センターの設置を受けること。法53の規  
 6 一、短期施設又は老人支援センターの設置を受けること。法52の規  
 7 一、短期施設又は老人支援センターの設置を受けること。法61の規  
 一、短期施設又は老人支援センターの設置を受けること。法53の規  
 一、短期施設又は老人支援センターの設置を受けること。法52の規  
 一、短期施設又は老人支援センターの設置を受けること。法61の規

						こ と。同法 8 第162 条第2規 項のよ 養護ホ 又特別 一は養 人ム止 止員減 出理こ と。同法 9 第2第 1第及 3規の によ 料ホの 等出 理こ と。	
3	社会福祉 法の施行 関する (老人福 祉に規定 する老人 施設を事 業に するに 限る。) 限	1 同法第 32条の 規定に する社 法立を 可こと 2 同法第 39条及 39条の 4の規 定より 代理 人を選 ぶこと 3 同法第 56条の 3項の	1 同法第 20条の 規定に する指 督ること 2 同法第 56条の 1項に 社会福 祉等と 3 同法第 56条の 2項に 社会福	1 同法第 21条の 規定に する員 に関す こと 2 同法第 70条に 基づき 会業を 対査う	1 同法第 59条第 1項の 規定に する社 福人業 報告受 ること 2 同法第 62条第 1項及 63条第 1項の	課長補 佐(業 務の担 当を命 ぜられ た者を 除く。) )	

			<p>る社業を又の勸こ よ福の止、員を に会人停じ、役職す 定社法務命は解告と。</p> <p>4 同法第6条の 5 4項に依りて 4 定社法散るこ 5 同法第7条に 5 規定する社公 又事止ること。</p> <p>6 同法第2条の 6 2項に依りて 7 規定する社公 又事止ること。</p> <p>7 同法第2条の 7 規定する社公 又事止ること。</p>	<p>置行。第のよ福に助 措をと。第のよ福に助 る令こ同法8条に依りて す命う。4 5 規定する社 4 5 規定する社 5 規定する社 6 規定する社 7 規定する社</p>	<p>る社業を又の勸こ よ福の止、員を に会人停じ、役職す 定社法務命は解告と。</p> <p>4 同法第6条の 5 4項に依りて 4 定社法散るこ 5 同法第7条に 5 規定する社公 又事止ること。</p> <p>6 同法第2条の 6 2項に依りて 7 規定する社公 又事止ること。</p> <p>7 同法第2条の 7 規定する社公 又事止ること。</p>	<p>る社業を又の勸こ よ福の止、員を に会人停じ、役職す 定社法務命は解告と。</p> <p>4 同法第6条の 5 4項に依りて 4 定社法散るこ 5 同法第7条に 5 規定する社公 又事止ること。</p> <p>6 同法第2条の 6 2項に依りて 7 規定する社公 又事止ること。</p> <p>7 同法第2条の 7 規定する社公 又事止ること。</p>	<p>る社業を又の勸こ よ福の止、員を に会人停じ、役職す 定社法務命は解告と。</p> <p>4 同法第6条の 5 4項に依りて 4 定社法散るこ 5 同法第7条に 5 規定する社公 又事止ること。</p> <p>6 同法第2条の 6 2項に依りて 7 規定する社公 又事止ること。</p> <p>7 同法第2条の 7 規定する社公 又事止ること。</p>			
4	高齢者の 生きがい及 び生活支援 に関するこ と。									
5	介護保険 法（平成9 年法律第1 23号）の 施行に關 するこ 知症対策・ 地域ケア 進課が所	1	同法第9 4項に依 りて介護 保険の許 可すること。	1	同法第7 6条の第 2、第3 2、第9 1、第1 03条、 第113	1	同法第2 4条に依 りて報告 し録等 職員に	1	同法第7 5条、第 82、第 89、第 111及 び	課長補佐 （業務の 担当







						<p>施設の新設、改修、増設の許可を申請すること。</p> <p>9 同法第95条の規定による介護老人保健施設等の設置者承認すること。</p> <p>10 同法第100条の規定による介護老人保健施設に対する検査等に関すること。</p> <p>11 同法第113条の規定による指定居宅サービス事業者の管理体制の整備に関する検査等。</p>		
6	<p>その他介護保険の推進に関すること（認知症対策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く。）。</p>							
7	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に関すること（高齢者福祉に関すること）。</p>							

	限る。)							
	8 長寿社会局長に関すること。							
認知症対策・地域ケア推進課	1 認知症対策に関すること。							
	2 地域ケア体制の構築に関すること。							
	3 地域支援事業及び地域包括支援センターに関すること。							
	4 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関すること。							
	5 介護保険法を施行する市町村の支援に関すること。							
	6 介護保険審査会に関すること。							
	7 介護支援専門員に関すること。				1 同法第69条第38第2項の規定による介護支援専門員を示研修を命ぜらずと。 2 同法第69条第38第3項の規定による介護支援専門員を命ぜらるる	1 同法第69条第38第3項の規定による介護支援専門員及び登録を行うこと。 2 同法第69条第38第1項の規定による介護支援専門員を求め	1 同法第69条第4項の規定による介護支援専門員の変更届受理を命ぜられた者を除く。	課長補佐（業務の担当を命ぜられた者を除く。）

					と。 3 同 法 第 6 9 条 の 規 3 9 の よ る 定 に よ る 介 護 支 援 専 門 員 の 登 録 を 消 除 す る こ と。			
	8	そ の 他 介 護 保 険 の 推 進 に 関 す る こ と。						
社 会 福 祉 課	1	生 活 保 護 法 ( 昭 和 2 5 年 法 律 第 1 4 4 号 ) 関 の 施 行 に 関 す る こ と。	1 同 法 第 4 1 条 の 規 3 項 に よ る 定 に よ る 保 護 設 置 の 認 可 を す る こ と。	1 同 法 第 2 3 条 の 規 1 項 に よ る 定 に よ る 事 務 を 監 査 す る こ と。 2 同 法 第 4 3 条 の 規 定 に よ る 保 護 設 置 の 指 導 を す る こ と。 3 同 法 第 4 4 条 の 規 定 に よ る 保 護 設 置 に 係 る 査 立 入 検 査 等 を す る こ と。 4 同 法 第 5 1 条 ( 同 法 第 5 5 条 に お いて 準 場 合 を 含 む 。 ) の 規 定 に よ り 指 定 医 療 機 関 等 の 指 定 を 取 り 消 す こ と。 5 同 法 第 5 3 条 ( 同 法 第 5 5 条 に お いて 準 場 合 を 含 む 。 ) の	1 非 指 定 医 療 機 関 の 診 療 報 酬 額 の 審 査 決 定 に 関 す る こ と。 2 同 法 第 4 9 条 ( 同 法 第 5 5 条 に お いて 準 場 合 を 含 む 。 ) の 規 定 に よ り 指 定 医 療 機 関 等 を 指 定 す る こ と。 3 同 法 第 5 4 条 の 第 1 項 に よ り 介 護 指 定 機 関 を 指 定 す る こ と。			



				こと。			
	2 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。						
	3 未帰還者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。			<p>1 未帰還者の死亡（戦時死亡宣告を含む。）公報発行を決定すること。</p> <p>2 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第16号）による諸給支の決定すること。</p> <p>3 未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号）による弔慰料の支給を決定すること。</p> <p>4 同法による戦時死亡宣告の審判を申し立てること。</p>	1 未帰還者の調査研究すること。		
	4 旧陸海軍の旧軍人旧軍属等及び戦没者遺族援護に関すること。			<p>1 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定による療養等給付認定すること。</p> <p>2 戦没者の妻に対する特別給支</p>	<p>1 恩給法（大正12年法律第48号）による旧軍関係者の恩給請求書の調査及び進達すること。</p> <p>2 旧陸軍の軍人、準軍人又は旧軍</p>		

				<p>(昭和38年法律第61号)の規定によること。  3 戦傷病者等に対する特別給付金(昭和41年法律第109号)の規定によること。  4 戦没者の父母等に対する特別給付金(昭和42年法律第57号)の規定によること。  5 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(昭和40年法律第100号)の規定によること。  6 旧軍人又は旧軍属の死没者に対する叙位の進達又は勲章の交付すること。</p>	<p>の履歴の証明書を発行すること。  3 戦傷病者遺族等援護法(昭和27年法律第27号)による障害年金、一時障害年金、遺族給付金、弔慰金、遺族一時請求書の調査を進行すること。  4 戦没者の妻に対する特別給付金債権担保金の貸付は適格者又は特別に戦傷病者手帳は戦傷病者乗換交付すること。  6 調査すること。</p>	
	5 引揚者援護に関すること。		1 引揚者等に対する特別給付金に	1 引揚者国庫債券の業資適格		



					<p>る 法 律 ( 昭 和 4 2 年 法 律 第 1 1 4 号 ) 等 の よ 規 定 に 認 す る こ と 。 引 揚 者 2 援 護 住 宅 に の 関 係 する と 。</p>	<p>の 内 定 及 び 内 申 を す る こ と 。 2 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 の 自 立 に 関 する 法 律 ( 平 成 6 年 法 律 第 3 0 号 ) 第 1 4 条 の よ 規 定 に 支 援 給 付 決 定 等 に関 する こと と 。</p>		
		<p>6 社会福祉 法の施行に 関すること (同法に規 定する生計 困難者のた め事業に関 するに限る。)</p>	<p>1 同法第 3 2 条の 規定によ る社会福 祉法人の 設立を認 可すること。 2 同法第 3 9 条の 3 及び第 3 9 条の 4 の規 定によ り又 は理 事特 別人 を選 任す ること。 3 同法第 5 6 条の 3 項の 規定に よる社 会福祉 法人の 業務の 停止、 役員を 解職す ること。 4 同法第 5 6 条の 4 項に よる社</p>	<p>1 同法第 2 0 条の 規定によ る指に 関する こと。 2 同法第 5 6 条の 1 項の 規定に よる社 会福祉 法人の 業務の 検査を 行うこ と。 3 同法第 5 6 条の 2 項の 規定に よる社 会福祉 法人に 対する 命令を 行うこ と。 4 同法第 5 8 条の 規定に よる社 会福祉 法人に 対する 命令を 執行す ること。 5 同法第 5 8 条の 規定に よる社 会福祉 法人に 対する 命令を 執行す ること。 6 同法第 5 8 条の 規定に よる社 会福祉 法人に 対する 命令を 執行す ること。</p>	<p>1 同法第 2 1 条の 規定に よる関 係員に 関する こと。</p>			



		<p>する報告等に に關するこ と（介護老 人福祉施設 に隣接する 事業所に限 る。）。</p>						
		<p>1 0 障害者 の日常生活 及び社会的 生活を総合 的に支援す るための法 律（平成17 年法律第1 23号）第1 81条第1 項の規定に よる障害福 祉事業等に 係る立入検 査等に関する こと（障害 者支援施設 に隣接する 事業所の検 査に限る。）。</p>						
		<p>1 1 生活困 窮者に係る 施策の調整 に関するこ と。</p>						
		<p>1 2 矯正施 設退所者の 福祉的支援 に関するこ と。</p>						
子ども・障がい福祉局	子ども未来課	<p>1 少子化対 策の推進に 関するこ と。</p>						
		<p>2 児童福祉 法（昭和2 2年法律第 164号）の 施行に関し （子ども家 庭福祉課の 及び障がい 者事務の掌 る。）。</p>	<p>1 同法第 35条に 規定する 児童福祉 施設等 の設置 を行うこ と。 2 同法 58条に 規定する 施設等 の設置 を行うこ と。</p>	<p>1 同法第 46条に 規定する 報告徴収 を行うこ と。 2 同法 59条に 規定する 無認可 施設の入 査を行う こと。</p>	<p>1 同法第 18条の 18条の 16条の 規定によ る保育 士試験に 関するこ と。 2 同法 18条の 18条の 20条の</p>			



			又若認り し可は取と。 止許くを消 はし可消す				
4	認定こども園に関する こと。		1 就学前の 子どもに 教育、育 合的関係 に法律（ 平成18年 7月3日 認定も定 と。 2 10規定 も定ると。	前もる保 総提進る （平年7 第規るど 認こ 第のよこ の取こ			
5	次世代育 成支援対 策推進法 （平成15 年法律第 120号） の施行に 関するこ と（他課 分掌事務 に 関するもの を除く。）						
6	子ども・ 子育て支 援法（平 成24年 法律第6 5号）の 施行に 関すること。						
7	児童の食 生活に 関すること。						
8	母子保健 に 関すること。			1 慢性疾 患児の保 健指導を 行うこと。 2 養育医	1 養育医 療実施に 伴う自己 負担金を 徴収する こと。		

					<p>療の給付す を決定す るこ 3 母子保 健法（昭 和40年 法律第1 41号）の 第9条に 規定によ る母子保 健に關す る知識の 普及する 普及する を負擔す るこ 4 未熟児 の養育機 療指と 5 胎調指 節実地指 導員講習 会のはそ 取消しを すこ</p>	<p>2 母子健 康センタ 一の運 の指導を 行うこ 3 受胎調 節実地指 導員又は 認定若し くは標識 の交付を すこ</p>		
		<p>9 育成医療 の給付及び 療育の給付 並びに小児 慢性特定疾 患治療研究 事業の給付 をすこ</p>		<p>1 療育医療 の給付す を決定す るこ 2 小児慢性 特定疾患治 療研究事業 の決定す るこ 3 育成医療 に關する機 療指の取 指し又は 取消し若し は一部の停 止をすこ 4 小児慢性</p>	<p>1 療育の 給付に伴 う自己負 担金を徴 すこ 2 小児慢性 特定疾患 対策会を 開催すこ</p>			

				<p>性特定疾 患治療研 究事業を 医療機関 に委託す ること。 5 小児慢 性特定疾 患対策協 議会委員 を依頼す ること。</p>			
	10 子ども ・障がい福 祉局長に関 すること。						
子ども家庭福祉課	1 児童の福 祉に關す こと（子 ども未 来が障 がいの 支障課 の事務 を掌 るもの を）。 1 児童の福 祉に關す こと（子 ども未 来が障 がいの 支障課 の事務 を掌 るもの を）。		1 児童福 祉法第3 条の規 定によ り児童 福祉設 置を認 めるこ と。	<p>1 同法第3 6条の規 定によ り親保 護者及 び受託 者を受 託する こと。 2 同法第 46条の 規定に よる児 童福祉 施設の 最低基 準を監 督する こと。 3 熊本 県福祉 法施行 細則（ 昭和3 4年熊 本県規 則第3 4号） 第1 3条の 規定に よる徴 収金の 減免を するこ と。</p>	<p>1 同法の 規定に よる児 童福祉 施設の 保護及 び保育 単位の 決定を すること。 2 児童 に必要 な物資 の配分 をすること。 3 学校 及び教 育施設 の指 引規則 （昭和 33年 日本道 国 有鉄 道公 示第 326 号） 第2 3条 から 第2 7条 まで の規 定に よる 児童 福祉 施設 の運 賃を 減 引す ること。</p>		
	2 母子家庭 及び父子 家庭並 びに障 がいの 支障課 の事務 を掌 るもの を）。			1 母子及 び寡婦 福祉法 （昭和 39年 法律 第1 29号） 第15 条	1 同規則 第5条 の規定 による 身元保 証の締 結をす ること		

と。

の規定に  
よる貸付  
金の償還  
の免除を  
すること。

2 同法第  
13条の  
規定によ  
る母子福  
祉資金及  
び同法第  
32条第  
1項、第  
2項及び  
第4項に  
おいて準  
用する同  
法第13  
条の規定  
による寡  
婦福祉資  
金の貸付  
（支出為  
負担及び  
命令に並  
びにその  
償還の督  
励状、納  
入督促状  
の送付を  
除く。）  
に關する  
こと。

3 同法第  
14条の  
規定によ  
る母子福  
祉資金及  
び同法第  
32条第  
3項にお  
いて準用  
する同法  
第14条  
の規定に  
よる寡婦  
福祉資金  
の貸付を  
すること。

4 同法第  
22条の  
規定によ



					<p>る母子家 庭等日常生活 事業同法第 3条第3項 に準用す る同法第 22条によ る寡婦日 常生活支 援事業に 係る立入 検査等 を と。 5 同法第 23条によ る母子家 庭等生活 事業同法 第3条第 3項に準 用する同 法第23 条によ る寡婦日 常生活支 援事業の 制限又は 停止を命 ずと。 6 熊本県 母子家庭 等身の元 保証に關 する施行 規則（昭 和4年熊 本県規則 第32号） 第3条の 規定によ る保証を と。</p>			
		<p>3 児童扶養 手当に關す ること。</p>			<p>1 児童扶養 手当法（昭 和6年法</p>	<p>1 同法第 6条の規 定による 手当の受</p>		

				第238号)第1規 8条のよ申立 定に議に對す 異てに決及 て決審査請 るび審査請 求に對す る裁決を すこと。	及の定こ社 格当認るの 給手のす(福 び額をと務 2 8条のよ申 定に議に對 手の改定を す(福社 務所の係 掌ものを 除く。) 2 8条のよ 定に議に對 手の改定を す(福社 務所の係 掌ものを 除く。) 3 14条の び第1規 1条のよ申 給に給る 制を限 こ。法第 4 28条の 規届出に 関す(福 と務所の 所掌もの 除く。) 5 29条の び第3規 1条のよ受 給資格者 の調等 に關す こと。		
4	児童手 当に關 すること。			1 児童手 当に係る 不服申立 及の受理 に關決 すこと。	1 児童手 当支給事 務に關す の指導及 び監督を すこと。		
5	社会福 法の施 行に關 すること	1 同法第 32条の 規定に		1 同法第 20条の 規定に	1 同法第 21条の 規定に		



			は 許 可 若 し く は 認 可 を 取 り 消 す こ と。				
	6 児童虐待 の防止に関 すること。						
	7 子ども・ 若者育成支 援に関する こと（他課 務の分掌事 務に関する ものを除 く。）。						
	8 売春防止 法（昭和3 1年法律第 118号）の 施行に関 すること。						
	9 配偶者か らの暴力の 防止及び被 害者の保護 に関する法 律（平成1 3年法律第 31号）の 施行に関 すること。						
	10 いじめ 調査委員会 に関するこ と（県立学 校に関する ものに限 る。）。						
	11 児童相 談所、清水 が丘学園及 び女性相談 センターに 関すること。						
障 が い 者 支 援 課	1 障害保健 ・福祉に係 る施策の企 画・調整に 関すること。						
	2 社会福祉 法の施行に 関すること （児童福祉 法、身体障 害者福祉法 （昭和24		1 同法第 32条の 規定に よる社 会法人 の設立 を可	1 同法第 20条の 規定に よる指 定監督 に關す ること。 2 同法第	1 同法第 21条の 規定に よる職 員の訓 練に關 すること。		



<p>3 精神保健 及び精神障 害者の福祉 に関するこ と。</p>	<p>1 精神保健 及び精神障 害者の福祉 に関するこ と。第18条 の規定によ る医師の内 申すこと。 2 同法第19 条の規定に よる指定病 院又は同法 第19条第1 項の規定に よる指定を 取り消すこ と。第38条 第3項及び 熊本県精神 保健福祉法 に基づく入 院者の報告 に関する例 (平成19年 熊本県第1 号)の規定 による報告 と。</p>	<p>1 同法第24 条第2項ま で第26条 の規定によ る通報を受 理すること。 2 前号の通 報について 同法第27 条第1項に よる医師を 命ずること。 3 同法第28 条第1項に よる命令に 係る通知を すること。 4 同法第29 条第1項第 2項の規定 による措置 と(第1号の 通報に限り )。同法第2 9条第2項 の規定によ る移送と(第 1号の通報 に限り)。 5 同法第29 条第2項の 規定による 移送と(第1 号の通報に 限り)。 6 同法第31 条の</p>
--	--	---

						規 定 に よ り 負 担 金 を 徴 収 と す こ と 。 ( 第 1 号 の 通 報 に の 係 る も の に 限 る ) 。		
	4 精 神 保 健 福 祉 審 議 会 に 関 す る こ と 。							
	5 障 害 者 施 策 推 進 審 議 会 に 関 す る こ と 。							
	6 障 害 者 の 日 常 生 活 及 社 会 的 な 支 援 を 総 合 的 に 支 援 す る 法 律 的 な 事 務 に 関 する 事 務 の 掌 理 を 行 う こと ( 社 会 福 祉 課 事 務 係 除 く ) 。	1 同 法 第 5 0 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	1 同 法 第 6 6 条 第 1 項 に 自 立 医 療 等 に 対 する 報 告 の 提 出 の 命 令 等 に 関 する 事 務 。	1 同 法 第 2 9 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	1 同 法 第 2 9 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	1 同 法 第 2 9 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	1 同 法 第 2 9 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	1 同 法 第 2 9 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。
		2 同 法 第 8 2 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	2 同 法 第 6 8 条 第 1 項 に 自 立 医 療 等 に 対 する 報 告 の 提 出 の 命 令 等 に 関 する 事 務 。	2 同 法 第 4 6 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	2 同 法 第 4 6 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	2 同 法 第 4 6 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	2 同 法 第 4 6 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	2 同 法 第 4 6 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。
		3 同 法 第 8 2 条 第 2 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	3 同 法 第 7 3 条 第 1 項 に 自 立 医 療 等 に 対 する 報 告 の 提 出 の 命 令 等 に 関 する 事 務 。	3 同 法 第 4 8 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	3 同 法 第 4 8 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	3 同 法 第 4 8 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	3 同 法 第 4 8 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	3 同 法 第 4 8 条 第 1 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。
		4 同 法 第 8 2 条 第 2 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	4 同 法 第 8 2 条 第 1 項 に 自 立 医 療 等 に 対 する 報 告 の 提 出 の 命 令 等 に 関 する 事 務 。	4 同 法 第 5 4 条 第 2 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	4 同 法 第 5 4 条 第 2 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	4 同 法 第 5 4 条 第 2 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	4 同 法 第 5 4 条 第 2 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。	4 同 法 第 5 4 条 第 2 項 に 指 定 障 害 者 の 取 消 等 に 関 する 事 務 。

		<p>に係る改 善又のは事 業のしく止 若し止を命 廃止るこ ずるこ と。</p>	<p>5 条第 1 2 項に規 定する障 害者支 援施設 は除く。 制限又 停止を 命ずる こと。 5 同法第 8 2 条第 2 項の規 定によ る福祉 サービ ス等 (障 害者支 援施設 は除く。 に係る 善業の 若し止 廃ずる こと。 6 同法第 9 7 条の 規定に よる審 査に對 する裁 決をす ること。</p>	<p>もの以下 に。同指 の定に 関する こと。 5 同法第 6 4 条の 規定に よる指 定自立 療機 関の届 出等に 関する こと。 6 同法第 6 6 条の 規定に よる指 定自立 療機 関に報 告する こと。</p>		
<p>7 身体障 害者福祉 法の施行 に關する こと。</p>		<p>1 同法第 4 0 条の 1 項に よる障 害者生 活事 業の制 限停止 を命ず ること。 2 同法第 4 1 条の 1 項に よる障 害者社 会支援 施設の 設置又 は事業 の停止</p>	<p>1 同法第 3 9 条の 1 項に よる障 害者生 活事 業等又 は障 害者社 会支援 施設の 設置に 關する こと。</p>			



			ること。			
8	特別障害者手当、障害児福祉手当及び障害者手当に関すること。			1 特別児童扶養手当等に関する法律（昭和39年法律第134号）第29条の規定による請求を裁すこと。		
9	知的障害者の福祉に関すること。					
10	心身障害者扶養共済制度に関すること。			1 熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年熊本県条例第41号）第5条の規定による加入の承認に関すること。 2 同条例第8条の規定による掛金の減免すること。	1 同条例第9条の規定による年金の給付の決定及び却下に関すること。 2 同条例第15条の規定による弔慰金の給付すること。 3 同条例第15条の2の規定による一時退金の給付すること。 4 心身障害者に年金を支給すること。 5 心身障害者扶養共済保険約款に基づく保険料の納付すること。	
11	特別児			1 特別児	1 同法第	

<p>童扶養手当 に関するこ と。</p>			<p>童扶養手当 等に関する 法律第29条 の規定異 立するを と。</p>	<p>5 条の規 定に当 手給び 額に こ所 市者 に限 る。 2 同法 1 1 条 び第 1 条 に 当 制 す （ 住 熊 本 市 者 に 限 る。 ） 3 同法 1 6 条 規 定 手 給 び 額 に こ 所 市 者 に 限 る。 ） 4 同法 3 5 条 規 定 届 出 に 関 す と。 5 同法 3 6 条 び第 3 7 条 に よ り 給 資 格 の 調 査 に 関 す と。</p>		
<p>1 2 児 童 の 福 祉 に 関 す る こ と。</p>		<p>1 児 童 福 祉 法 第 2 1 条 の 5 の 2 3 の 規 定 に よ り 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業</p>	<p>1 同 法 第 2 4 条 の 5 の 規 定 に よ り そ の 特 別 の 事 情 が あ る 場 合</p>	<p>1 同 法 の 規 定 に よ り 設 置 した 障 害 児 入 所 等 の 単 独 設 立 した 保 護 所 等 に 関 する 規 定</p>		

				<p>者及び同 法第24 条の17 の規に定 による指 害児入 所施設 の取に 消し等 関すこ と。同法 第35条 の3に 規定の 児童福 祉施設 （障害 児入所 施設及 び発達 センター （以下 「施設 」とい う。）に 設置の 認可に 関すこ と。</p>	<p>支給割合 の決する 関すこ と。同法 第57条 の2の規 定によ る児入 費に 関すこ と。熊 本県 福祉 法第 13条 の1の 規定 によ る児 童福 祉法 第4 項の 規定 によ る児 童の 係る 金の 減を すこ と。</p>	<p>す。こ と。第 2項 の規 定に 必要 な物 資に 関す こと 。同 法第 4項 の規 定に 必要 な物 資に 関す こと 。</p>			
13	発達障 害者支 援法 （平成 16年 法律 第1 67号） に 関す こと。								
14	障害 のある 人も い人も 共に 生きる づくり 条例 （平成 23年 熊本 県例 第32 号）の 施行 に 関す こと。								
15	障害 者虐待 の防止 、障害 者の 養護 に 関す 法律 （平成								

		23年法律第79号)の施行に關すること。						
		16 精神保健福祉センターに關すること。						
		17 病院局との連絡に關すること。						
		18 身体障害者リハビリテーションセンターに關すること。						
		19 身体障害者福祉センターに關すること。						
		20 知的障害者更生相談所及びこども総合療育センターに關すること。						
健康局	医療政策課	1 地域医療の推進に關すること。						
		2 救急医療対策に關すること。				1 救急病院等の指示に關すること。		
		3 看護師等修学資金に關すること。			1 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)第6条の規定により修学金の貸与の解除又は停止をす。同条例第8条の規定により修学	1 同規則第3条の貸与を申請すること。同規則第8条の規定により借用証書を受領すること。同規則第6条、第7条、第9条又は第10条の受		

				<p>3 金の返還をさせると。同第7条及び第1条の規定により返還の全部又は一部を除くこと。</p> <p>4 同第9条及び第10条の規定により修学の資金の返還の履行を猶予すること。</p> <p>5 同第12条の規定により修学の資金の滞り徴収すること。</p> <p>6 熊本県等看護師等学資貸与施行規則（昭和37年熊本第55号）の第4条の規定により修学の貸与及びその通知すること。</p>	<p>ること。</p>		
4	<p>病院、診療所、助産所その他医療施設をすること。</p>	<p>1 病院等の開設を許可すること。</p> <p>2 病院等の開設を消し又を</p>	<p>1 病院の他の療対を又若立を</p> <p>2 病院の他の取、鎖る</p>	<p>1 病院の他の療対を又若立を</p> <p>2 病院の他の取、鎖る</p>	<p>1 医療法（昭和33年第205号）第7条に定める会の手続</p>		

			<p>こと。 3 医療法人の認可及び認可の取消しに関すること。</p>	<p>2 医療法人若会の報告徴し、査入をすること。</p>	<p>関すること。</p>		
	<p>5 医師その他の医療関係者に関すること。</p>		<p>1 准看護師養成所を指定し、又は取り消すこと。</p>	<p>1 保健師、助産師、看護師養成所の厚生労働大臣に提出すること。 2 歯科技工士又は看護師の試験を実施すること。 3 診療エックス線技師の免許取消し、又は業務停止を命ずること。 4 准看護師の免許取消し、業務の停止又は戒告を命ずること。 5 准看護師再教育を命ずること。 6 診療エックス線技師及び准看護師の行政処分に関する他の都道府県知事へ通知すること。 7 診療放射線技師</p>	<p>1 医師法（昭和23年法律第201号）第7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第1項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）に規定する弁明の聴取に關すること。 2 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第5項に規定する意見の聴取及び同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）に規定する弁明の聴取に關すること。 3 保健師助産師看護師法（昭和23年法律</p>		

<p>師、齒科 技工士、 臨床検査 技師、衛 生検査技 師、理学 療法士、 作業療法 士又は視 能訓練士 の免許の 取消し又 は業務の 停止に因 りて厚生 労働大臣 に申請す ること。</p>	<p>第 2 0 3 号) 第 1 3 5 条 第 3 項に規定 する意見 の聴取及 び同条第 9 項 (同 法第 1 5 条の 2 第 7 項にお いて準用 する場合 を含む。) する に規定す るに於て 聴取する こと。</p> <p>4 准看護 師の免許 を与える こと。</p> <p>5 准看護 師の再教 育研修修 了登録証 を交付す ること。</p> <p>6 医師、 歯科医 師、保健 師、助産 師、看護 師、診療 放射線技 師、歯科 技工士、 臨床検査 技師、理 療法士、 作業療法 士又は視 能訓練士 の免許申 請書を厚 生労働大 臣に提出 すること。 7 准看護 師の養成 所の運営 を指導す ること。 8 准看護 師の養成 の学則等</p>		
--	---	--	--

をる  
 更す  
 の承と。  
 9 こ 齒科 技  
 工 士、齒  
 科 衛 生  
 士、理 学  
 療 法 士、法  
 作 業 療 法  
 摩 マッ サ  
 一 ジ 指 圧  
 師、は り  
 師、き ゆ  
 う 師、柔  
 道 整 復 師  
 又 は 視 能  
 訓 練 士 の  
 養 成 所 の  
 指 定 等 の  
 申 請 書 を  
 厚 生 労 働  
 大 臣 に 進  
 達 す る こ  
 と。  
 1 0 各 種  
 証 明 書  
 ( 試 験 合  
 格 証 明 書 )  
 を 除 く。 )  
 を 交 付 す  
 る こ と。  
 1 1 保 健  
 師、助 産  
 師、看 護  
 師、養 成 所  
 の 変 更 ・  
 承 認 申 請  
 書 を 厚 生  
 労 働 大 臣  
 に 進 達 す  
 る こ と。  
 1 2 保 健  
 師、助 産  
 師、看 護  
 師、養 成 所  
 の 報 告 書  
 を 厚 生 労  
 働 大 臣 に  
 進 達 す る  
 こ と。  
 1 3 保 健  
 師、助 産  
 師、看 護  
 師、養 成 所  
 の 指 定 の  
 消 除 申 請  
 書 を 厚



					大達 進こ 生に 臣す と。		
	6 死体解剖 保存法に 関する こと。						
	7 へき地保 健医療に 関する こと。						
	8 医療審議 会及び准 看護委員 に 関する こと。						
	9 健康局長 に 関する こと。						
国保・高 齢者医療 課	1 国民健康 保険法（昭 和33年法 律第192 号）の施行 に 関する こと（保 業に係 るものを 除く。）。				1 国民健康 保険法 施行規則 （昭和3 3年厚生 省令第5 3号）第 23条の 規定によ る国民健 康保険組 員の届出 を受理す ること。 2 同規則 第36条 の規定に よる国民 健康保険 団体の役 員の届出 を受理す ること。 3 同規則 第43条 の規定に よる国民 健康保 険団体の 毎月の事 業報告を 受理す ること。		
	2 高齢者の 医療の確 保			1 同法第 61条の			

	<p>に関する法 律（昭和5 7年法律第 80号）の 施行に關す ること（後 期高齢者に 療制度に限 るもの）。</p>			<p>規定によ り医師の診 療記録を命 ずる等とす ること。第 2 6 6 条の 規定により 療及び等を 導すこと。第 3 7 2 条の 規定によつ て開設した 者等報告し ては、保険 医療機関の 若しくは管 理者、等そ の業務に頭 等しめを置 すこと。</p>			
	<p>3 国民健康 保険審査会 に關すること。</p>						
	<p>4 後期高齢 者医療審査 会に關すること。</p>						
健康づくり推進課	<p>1 健康の維 持及び増進 に關すること。</p>						
	<p>2 食生活、 食育及び栄 養指導に關 すること。</p>						
	<p>3 栄養士及 び調理師に</p>						

	関 する こと。						
	4 歯科保健 に関する こと。						
	5 ハンセン 病対策に 関する こと。				1 ハン セン 病問 題の 解決 の解 決の 促進 に関 する 法律 (平成 20年 法律 第82 号)第 19条 の規 定に よる 援護 の実 施又 は第 20条 の規 定に よる 費用 の支 弁若 しくは 第2 1条 の規 定に よる 徴収 する こと。		
	6 原子爆弾 被爆者の 援護に 関する こと。			1 原子爆 弾被爆 者に対 する援 護に関 する法 律(平 成6年 法律 第11 7号)第 2条の 規定に より被 爆者健 康手帳 の交付 又は再 交付を するこ と。 2 同法第 19条の 規定に よる被 爆者一 般疾病 医療機 関を指 定し、 又は指 定の辞 退を受 理する こと。 3 同法第 24条か			

					ら第28 条まで及 び第31 条に規 する支 を給す るこ と。第 4 同法 3 2条 規 定に り 葬祭 を 支料 るこ 給 と。				
	7 難病に 関 すること。								
	8 生活習 慣 病対策 の推 進に 関 すること。								
	9 国民健 康 保険法 の施 行に 関 すること (保 健に 係 る もの に限 る。)								
	10 高齢 者 の医療 の確 保に 関 する 法律 の施 行に 関 すること (特 定健 診等 に 関 する もの に限 る。)								
薬務衛生課	1 薬事に 関 すること。				1 薬事法 (昭和3 5年法 律第 145 号)第 4条第 1項 の規 定に より 薬局 の開 設を す ること。 2 同法 第12 1条 の規 定に より 医 薬製 造業 (薬 局製 造業 を除 く。)	1 薬事法 第7条 第3項 、第 28条 第3項 又は 第35 条の 第3項 の規 定に よ り許 可を す ること。 2 同法 第12 1条 の規 定に よ り製 造業 の許 可を す ること。 3 同法 第12 条第			

					<p>3 1 2 定 医 の 造 薬 業 可 許</p> <p>4 3 4 の 規 定 販 試 施 同 法 第 4 2 の 規 定 機 器 理 業 可 許 同 法 第 7 1 定 許 消 除 同 法 第 3 6 号 第 8 項 許 生 臣 可 許</p>	<p>2 項 の 規 定 医 薬 製 造 局 製 造 販 売 業 可 許 同 法 第 1 3 項 定 医 薬 製 造 局 製 造 販 売 業 可 許 同 法 第 3 項 定 医 薬 製 造 局 製 造 販 売 業 可 許 同 法 第 1 4 項 定 医 薬 製 造 局 製 造 販 売 業 可 許 同 法 第 1 6 項 定 医 薬 製 造 局 製 造 販 売 業 可 許 同 法 第 2 2 項 定 医 薬 製 造 局 製 造 販 売 業 可 許</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--	--





					<p>薬品販売業（店舗及販賣業（店舗及販賣業を置く。）の許可、高度医療機器の貸業の更新、医療機器の貸業の受取及び機器の貸業の受取に關する）と（該店が熊本市に於ける。）。</p> <p>19 薬事法（昭和36年第1号）第9条の定めにより、監視採取をせよ。</p>	
2	毒物及び劇物に關すること。		1	毒物及び劇物取締法（昭和25年第3号）第8条第1項の規定により	1	同法第4条の定めにより、又は製造業者の登録を



				<p>物劇物取 扱者試 を実驗 るこす と。第 2 同法第 1 9 条第 2 項の規 定によ り、毒物 又は劇物 の製造者 又は業者 の登録を 取消すこ と。</p>	<p>2 同法第 4 条第4 項の規 定によ り又は 劇物の 製造業 者の登 録を更 新すこ と。第 3 同法第 6 条の2 第1項 の規定 により 特定毒 物の研 究を許 すこと と。 4 毒物及 び劇物 の取締 法（昭 和30年 政令第 261号） に基づ く使用 者又は 指導員 の指定 すること と。</p>		
	<p>3 麻薬、向 精神薬、 大麻、あ 及び覚醒 剤に關す ること。</p>		<p>1 麻薬及 び向精 薬取締 法（昭 和28年 法律第 14号） 第54条 第5項 の規定 により 刑事訴 訟法（ 昭和23 年法律 31号） の規定 による 警察員 と逮し 捕は若 しくは 差状を 請求し 、麻薬 、大麻 、あ</p>	<p>1 覚せい 剤取締 法（昭 和26年 法律第 252号） 第8条 及び第 30条の 3の規 定によ り取消 し又は 業務の 停止を すること と。 2 麻薬 、向精 薬取締 法（昭 和28年 法律第 14号） の規定 による 警察員 と逮し 捕は若 しくは 差状を 請求し 、麻薬 、大麻 、あ</p>	<p>1 司法警 察員と しての 職務の 執行に 該當す るもの を除く ことと 。 2 麻薬 、向精 薬取締 法（昭 和28年 法律第 14号） の規定 による 警察員 と逮し 捕は若 しくは 差状を 請求し 、麻薬 、大麻 、あ</p>		

			へん若し くは覚醒 剤は関係 反事致す 送致と。	薬取締法 第58の規 の6によ 定診察を せると。 4 同法第 58の規 8の規 に 院させ、 又は同法 第58の規 の9によ 定入院の 間を延長 す。	置者の登 録をと。第 4 同法第 29によ 規り麻薬 り棄の届 廃出を受 すこ と。せい 5 剤取締法 第3条又 は第30 の2によ 定指を す。		
4	安全な血 液製剤の安 定供給の確 保等に関す ること。						
5	有害物質 を含有する 家庭用品の 規制に関す ること。						
6	薬事審議 会及び麻薬 中毒審査会 に関すること。						
7	公衆浴 場、興行場、 旅館業、ク リーニング 業、理容及 び美容に関 すること。			1 クリー ニング業 法（昭和 25年法 律第20 7号）第 7条に基 づくクリ ーニング 師の試験 を実施す ること。 2 クリー ニング業 法施行細 則（昭和 32年熊 本県規則 第32 号）第1 0条の規 定により 合格通	1 クリー ニング業 法施行令 （昭和2 8年政令 第233 号）第1 条の規定 により免 許証の交 付又は再 交付をす ること。		

8 生活衛生 関係営業に 関すること。	<p>1 生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第64号）第9条の規定により適正化は変更すること。同法第11条の規定により適正化の変更に取すこと。</p> <p>2 同法第42条の2の規定により組合の設立を認可すること。</p> <p>3 同法第52条の2の規定により解散を命ずること。</p>	<p>をすること。</p> <p>1 同法第14条の2第1項及び第3項により規程は若しくは認可すること。同法第42条の2の規定により組合の承認をすること。同法第50条の2の規定により組合の総議をすること。</p> <p>2 同法第52条の2の規定により役員を退任すること。同法第56条の6により組合の活動の改善をすること。</p> <p>3 同法第62条の2の規定により聴取をすること。</p>	<p>1 同法第12条の1第1項の規程を受理すること。同法第14条の10の規定により組合又は変更を認可すること。同法第14条の12の規定により組合の規約又は調停をすること。</p> <p>2 同法第28条の3項の規定により認可すること。同法第60条の1第1項の報告又は徴収をすること。</p> <p>3 同法第60条の1第2項の報告又は徴収をすること。</p> <p>4 同法第60条の1第3項の報告又は徴収をすること。</p> <p>5 同法第60条の1第4項の報告又は徴収をすること。</p> <p>6 生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律（昭和32年厚生省令第37号）第11条の1第1項の規程を受理すること。同法第14条の10の規定により組合又は変更を認可すること。同法第14条の12の規定により組合の規約又は調停をすること。</p>
---------------------------	--	---	--

					<p>の規 定に よる組 合 協約の 廃 止届を 受 理すこ と。こ と。 7 同 規 則 第 6 条の によ 規定に 員 る役 員 変更 届 受理す を こと。 同 規 則 8 第 9 条の によ 規定に 合 る組 解 散の 出 届受 理 をすこ と。こ と。 9 同 規 則 第 1 1 条に 合 の規 定に 動 よる 員 異 報 告 理す を こと。</p>	
	9	建築物の 衛 生 的 環 境 の 確 保 に 関 す る 事 項。				
	10	墓地等 に 関 す る 事 項。				
	11	温泉に 関 す る 事 項。	1	温泉法 (昭和2 3年法 律第125 号)第3 条第1項 又は第1 1条第1 項の規 定により 掘削、増 掘又は 動力許 可するこ と。 2 同法第 3条第3 項(同法 第11条 第2項に おいて 用する 場合を 含	1	同法第 5条第2 項(同法 第11条 第2項又 は第3項 において 準用する 場合を 含む。)の 規定によ り掘削、 増掘又は 動力装 置の許 可期間 の有効 更新す ること (対象地 が本市 に限る。 )。第 2 同法第

					<p>む。 )、 第 1 4 条 の 8 第 3 項 又 は 第 1 4 条 の 9 第 2 項 の 規 定 に よ り 天 然 燃 性 ガ ス に よ る 災 害 の 防 止 上 の 必 要 な 措 置 を 命 ず と。 3 同 法 第 9 条 第 1 1 項 第 2 項 又 は 第 3 項 に お い て 準 用 す る 含 む。 ) の 規 定 に よ り 掘 削、 増 掘 又 は 動 力 許 可 装 置 の 取 消 を 許 す こ と。 4 同 法 第 9 条 第 2 項 第 1 1 条 第 2 項 又 第 3 項 に お い て 準 用 す る 含 む。 ) の 規 定 に よ り 温 泉 の 可 燃 性 天 然 ガ ス に よ る 災 害 の 防 止 上 の 必 要 な 措 置 を 命 ず と。 5 同 法 第 9 条 第 1 1 条 第 2 項</p>	<p>6 条 第 1 項 第 1 1 条 第 2 項 は 第 3 項 に お い て 準 用 す る 含 む。 ) は 第 1 4 条 の 3 項 第 1 項 に 定 る 法 併 割 許 け の 承 認 を 受 け た 地 位 の 承 継 を 承 認 す こ と ( 対 象 地 市 が 熊 本 市 に 限 る。 ) 3 同 法 第 7 条 第 1 1 項 第 2 項 は 第 3 項 に お い て 準 用 す る 含 む。 ) は 第 1 4 条 の 4 項 第 1 項 に 定 る 相 続 許 可 を 受 け た 地 位 の 承 継 を 承 認 す こ と ( 対 象 地 市 が 熊 本 市 に 限 る。 ) 4 同 法 第 7 条 第 1 項 ( 同 法 第 1 1 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 含 む。 )</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

					<p>いて準用 する場 を含む。 又は第1 4条の1 0の規 定によ り天然 性天然 ガスに よる災 害の上 の必要 な措置 又は掘 削、増 掘若し くは温 泉の採 取の停 止を命 ずること。 6 同法第 10条第 1項又は 第3項に おいて 準用す る場合 を含む。 規定に よる原 状を回 復すこ と。 7 同法第 12条第 1項によ り採取 の制限 を命ず ること。 8 同法第 14条第 1項によ り他の 掘削に よる温 泉の出 量等影 響を防 止すに 必要の 措置を 命ずこ と。 9 同法第</p>	<p>又は第1 4条の1 7の項 によ り掘削 増掘若 しくは 採取の ための 位置、 構造若 しくは 掘削、 増掘若 しくは 採取の 方法を 変更す ること。 5 同法第 8条第1 項又は 第2項 におい て準用 する場合 を含む。 規定に よる掘 削、増 掘又は 装置の 工事の 完了後 の届出 を受理 すること が熊本 市に限 る。 6 同法第 14条第 1項に よる温 泉の採 取を命 ずること。 7 同法第 14条第 1項に よる天 然ガス の濃</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--	--

<p>19 条第 1 項の規 定によ り登録 機関の 登録を すこと。 10 同 法 第 2 5 条 の規定 により 登録機 関の登 録をす 取り消 すこと。 11 同 法 第 2 8 条 の規定 により 必要な 報告を 又又は 立入検 査等す ること。 12 同 法 第 3 0 条 の規定 により 指定の 地域内 の温泉 施設又 は管理 方法の 改善に 関する こと。</p>	<p>について の確認 （対象 が熊本 の場合 に限る ）。 8 同 法 第 1 4 条 第 3 項 の規定 により 可燃ガ スの濃 度を確 認すこ と（対 象地が 熊本に 限る ）。 9 同 法 第 1 4 条 第 2 項 の規定 により 可燃ガ スの濃 度を確 認した 地継承 の届出 を受理 すこと （対象 地が熊 本に 限る ）。 10 同 法 第 1 4 条 第 1 項 の規定 による 温泉の 採取の 廃止の 届出を 受理す こと （対象 地が熊 本に 限る ）。 11 同 法 第 1 4 条 第 1 項 の規定 による 温泉の</p>
--	---

						取 こ を 消 す と。 1 2 同 法 第 2 0 条 の 規 定 に 依 っ て 登 録 機 関 事 の 登 録 事 項 変 更 の 届 出 理 受 け する と。 1 3 同 法 第 2 1 条 の 第 1 項 の 規 定 に 依 っ て 登 録 機 関 事 の 登 録 事 項 変 更 の 届 出 理 受 け する と。		
		1 2 生活衛 生適正化審 議会に關す ること。						

5 環境生活部

局	課	分掌事務	知事決裁事 項	部（公室） 長専決事項	部内局長専 決事項	課（センタ ー）長専決 事項	備考欄に 定める役 職専決事 項	備考
環境 政策 課		1 環境及び 生活行政に 係る基本的 施策の企画 及び調整に 關すること。						
		2 チッソ株 式会社に対 する金融支 援措置に關 すること。						
		3 水銀の使 用削減等の 推進に關す ること。						
		4 環境生活 部長室に關 すること。						
水俣 病		1 公害健康 被害の補償 等に関する			1 公害健康 被害者の 等対策の	1 同法に 規定する 療養費等		



保健課	法律（昭和48年法律第111号）の施行に関すること。			実施に関すること。	の給付に関すること。 2 水俣病に係る統計に関すること。		
	2 水俣病総合対策事業に関すること。			1 熊本県医療事業検討会に関すること。 2 水俣病患者の被害に係る者及び被害者に対する交付すること。	1 医療手帳、水俣病患者手帳及び被害者手帳の交付及び再交付等に関すること。 2 健康管理事業の実施に関すること。		
	3 公害保健福祉事業に関すること。				1 公害保健福祉事業の実施に関すること。 2 特殊寝台の貸付等に関すること。		
水俣病審査課	1 公害健康被害の補償等に関する法律の施行に關すること（水俣病保健課の分掌事務に係るものを除く。）。	1 同法に基づく申請に係る処分に關すること。					
	2 公害被害者認定審査会及び公害健康被害認定審査会に関すること。						
	3 水俣病研究事業及び水俣病認定治療申請者研究事業に関すること。			1 水俣病認定治療研究事業の実施要項の策定に関すること。	1 水俣病認定治療研究事業の医療費の決定に関すること。		

					と。 2 水俣病申請研究治療事業者等に対する認定の決定に関すること。	と。 2 水俣病申請手帳の更新及び付与に関すること。		
		4 水俣病に並ぶ訴訟による健康被害に係る認定及び請求すること。			1 水俣病に並ぶ訴訟による健康被害認定の異立審査に事務的関係すること。			
環境局	環境立県推進課	1 熊本県環境基本条例（平成24年熊本県条例第49号）の施行に関すること。						
		2 環境行政に基本政策的施策の画、調整及び推進すること。	1 熊本県環境管理システムに係る重直見直しに関すること。					
		3 地球温暖化対策に係る施策の画、調整及び推進すること。			1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成17年法律第117号）第24条第1項に基づく都道府県地球温暖化防活動推進センターの関	1 同法第20条第3項の規定に基づく実行計画の公表に関すること。 2 同法第20条第10項の規定に基づく実行計画の公表に関すること。		

				<p>と。</p> <p>2 同 法 第 2 4 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ いて 改 善 命 令 に 関 する こと。</p> <p>3 同 法 第 2 4 条 第 5 項 の 規 定 に 基 づ いて 都 道 府 県 地 球 温 暖 化 防 止 活 動 推 進 セ ン タ ー の 指 定 の 取 消 し に 関 する こと。</p> <p>4 地 球 温 暖 化 の 防 止 に 関 する 条 例 ( 平 成 2 2 年 熊 本 県 条 例 第 1 6 号 ) 第 1 9 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ いて 権 利 請 求 に 関 する こと。</p>	<p>こと。</p> <p>3 同 法 第 2 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ いて 地 球 温 暖 化 防 止 活 動 推 進 員 の 委 嘱 に 関 する こと。</p> <p>4 同 法 第 2 4 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ いて 都 道 府 県 地 球 温 暖 化 防 止 活 動 推 進 セ ン タ ー を 指 定 し 又 は 同 条 第 5 項 の 規 定 に 基 づ いて 取 消 し た 場 合 に 関 する こと。</p> <p>5 同 条 第 5 0 条 の 規 定 に 基 づ いて 報 告 料 に 関 する こと。</p>		
4	循環型社会形成に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
5	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の増進に関する法律 (平成15年法律第130号) に関すること。						
6	地下水の水量の保全に係る施策	1	地下水保全条例 (平成2	1	同条例第31条の規定に	1	同条例第29条の規定に

<p>の企画、調整及び推進に関すること。</p>	<p>年 条 例 第 5 2 号 ) 第 2 5 条 の 規 定 に 基 づ く 指 定 地 域 の 指 定 及 び 改 廃 に 関 す る こ と。</p>		<p>基 づ く 勸 告 及 び 氏 名 の 公 表 に 関 す る こ と 。 同 2 第 3 2 条 の 規 定 に 基 づ く 地 下 水 理 及 使 用 指 針 及 び 第 3 3 条 の 規 定 に 基 づ く 地 下 水 涵 養 指 針 に 関 す る こ と。</p>	<p>基 づ く 地 下 水 の 採 取 量 に 関 す る こ と 。 同 条 例 2 第 4 0 条 の 規 定 に 基 づ く 土 地 の 立 入 り に 関 す る こ と 。 水 3 量 保 全 、 地 下 水 使 用 合 理 化 及 び 地 下 水 涵 養 の 指 導 及 び 助 助 関 係 に 関 す る こ と。</p>		
<p>7 総合的水需給計画の策定及び推進に関すること。</p>						
<p>8 水資源の開発に係る調査、企画及び調整に関すること。</p>						
<p>9 水資源に係る企業局との連絡に関すること。</p>						
<p>10 有明海及び八代海の再生に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。</p>			<p>1 有明海及び八代海を再生するため特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第8項の規定に基づく県修計正に事業の実施に関する事項の追加</p>			

				等軽微な 修正に 関する こと。			
	1 1 国等に よる環境 物品等の 調達の推 進等に関 する法律 (平成12 年法律第 100号)に 関すること。			1 同法第 10条第 1項の規 定により 環境物品 等の推進 を図るた めの方針 を作成し 、公表す ること。			
	1 2 環境保 全基金に 関すること。						
	1 3 環境セ ンターに 関すること。						
	1 4 環境局 長に関す ること。						
環境保 全課	1 環境影響 評価法(平 成9年法律 第81号)の 施行に関 すること。			1 同法第 3条の7 第1項(同 法第3条 第8条の6 第3項に よる読み 替える場 合を含む )の規定 による配 慮又は配 慮書につ いての意 見に関す ること。 2 同法第 4条第2 項(同法 第39条第 2項読み 替える場 合を含む )の規定 による事 業の事 業の事	1 同法第 7条の2 第3項(同 法第12 条第1項 において 読み替 える場 合を含む )の規定 による説 明につい ての事業 者への見 聞に関す ること。 2 環境影 響評価法 施行令(平 成9年政 令第34 6号)第 10条第 1項及び 2条の規 定による 出決通 知に関す ること。		

				<p>意見に關すること。          3 同法第10条第1項第40条第2項第2項読み替えて適用する場合を含む。)の規定による方法に法に關する意見に關すること。          4 同法第20条第1項第40条第2項第2項読み替えて適用する場合及び第8条第2項第2項読み替えて適用する場合を含む。)の規定による準備に關する意見に關すること。</p>		
2	<p>熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の施行に關すること。</p>			<p>1 同条例第4条の規定による技術指針又は変更に關すること。          2 同条例第10条第1項（同条例第37条読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>1 同条例第4条第4項の規定による技術指針又は変更に關する熊本県環境影響評価審査会の取に關すること。          2 同条例第10条第3項（</p>	



む。 ) の の  
 規 定 によ書  
 る 準 備 の  
 に つい 事 の  
 の 知 事 関  
 意 見 に 関  
 事 と。 こ  
 6 同 条 例  
 第 2 4 条 第  
 第 1 項 ( 第  
 同 条 例 第  
 3 7 条 第 2  
 読 み 替 え  
 て 適 用 第  
 し、 第 4 2  
 0 条 第 2  
 項 読 み 準  
 替 え 場 場  
 用 す る 合  
 合 含 む。 )  
 の 規 定 によ書  
 の 評 価 書  
 内 容 に の  
 つ い て の  
 措 置 要 請  
 関 する こと。  
 7 同 条 例  
 第 2 9 条 第  
 ( 同 条 例  
 第 3 7 条 第  
 3 7 条 第 2  
 項 読 み 替  
 え て 適 用  
 する 場合  
 を 含む。 )  
 の 規 定 によ  
 の 環 境 評  
 影 響 評 価  
 の 再 要 請  
 の 関 する こと。  
 8 同 条 例  
 第 3 1 条 第  
 ( 同 条 例  
 第 3 7 条 第  
 3 7 条 第 2  
 項 読 み 替  
 え て 適 用  
 する 場合  
 を 含む。 )  
 の 規 定 によ  
 の 知 事 以  
 外 の 有 限

る 準 備 書  
 の つい 本 県  
 の 環 境 影 響  
 評 価 審 査  
 会 の 意 見  
 聴 取 關  
 事 と。 こ  
 5 同 条 例  
 第 3 4 条 第  
 ( 同 条 例  
 第 4 0 条 第  
 第 2 項 第  
 び 第 4 2  
 条 第 1 項  
 讀 み 替  
 用 場 合 )  
 の 規 定 によ  
 の 調 査 報  
 告 公 告  
 の 縦 覧 關  
 する こと。  
 6 同 条 例  
 第 3 6 条 第  
 3 項 中 止  
 申 出 書 寫  
 の 管 轄 長  
 市 町 村 送  
 へ 送 付 する  
 こと。  
 7 熊 本 県  
 環 境 影 響  
 評 価 規 則  
 第 1 1 条 第  
 1 項 第 1 号  
 の 規 定 によ  
 の 書 提 出  
 の 意 見 及  
 び 決 定 通  
 知 する こと。  
 8 同 規 則  
 第 3 1 条 第  
 3 項 第 1 号  
 の 規 定 によ  
 の 書 提 出  
 の 意 見 及  
 び 決 定 通  
 知 する こと。  
 8 同 規 則  
 第 3 1 条 第  
 3 項 第 1 号  
 の 規 定 によ  
 の 書 提 出  
 の 意 見 及  
 び 決 定 通  
 知 する こと。



				<p>の全る請る へ保す要す 環境配慮に に配慮にこ る者関す 環に関す に配慮に こ</p> <p>9 同 条 例 第 3 5 条 第 1 項 ( 第 同 条 第 第 4 0 条 第 2 項 及 び 第 4 2 条 第 1 項 以 第 1 項 替 読 み 用 ず て る 場 合 を 含 む ) の 規 定 に よ り 事 後 調 査 報 告 書 係 属 全 環 境 保 護 上 の 実 施 の 請 求 関 係 する 事 に 関 する こ と 。</p> <p>1 0 同 条 例 第 4 5 項 第 1 項 に 規 定 告 げ る 関 係 する こ と 。</p> <p>1 1 同 条 例 第 4 7 項 の 規 定 隣 接 する 町 村 知 事 議 事 会 長 等 の 協 議 関 係 する 事 に 関 する こ と 。</p> <p>1 2 同 条 例 第 4 8 項 の 規 定 市 村 長 等 指 定 する 町 村 長 等 関 係 する 事 に 関 する こ と 。</p>	<p>の意見提 出期間及 び通知に 関するこ と。</p>		
3	公共事業 等に係る環 境配慮の推 進に関する こと。						
4	特定工場 における公 害防止組織			1 同 法 第 1 0 条 の 規 定 に よ	1 同 法 第 1 1 条 の 規 定 に よ		

<p>の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の施行に関すること。</p>			<p>り公害防 止統括者 等の解任 を命ずる こと。</p>	<p>り報告の 徴収、又 は立入検 査を行う こと。</p>		
<p>5 公害（大気汚染、騒音、振動及び悪臭に限る。次項及び第7項において同じ。）の規制に関すること。</p>			<p>1 環境基準の類型指定に関すること。 2 規制基準及び改廃に関すること。 3 地域の指定並びに規制対象施設及び改廃に関すること。 4 規制に係る調査の企画に関すること。</p>	<p>1 環境基準の類型及び規制の指定並びに規制対象施設及び改廃の告示に関すること。</p>		
<p>6 公害の監視測定に関すること。</p>			<p>1 特定物質に係る事故措置に関すること。</p>	<p>1 監視測定計画に関すること。 2 緊急時の措置に関すること。 3 結果の公表に関すること。</p>		
<p>7 公害の防止指導に関すること。</p>			<p>1 産業対策に関すること。 2 燃料の使用に係る又は告令に関すること。 3 関係行政機関又は地方</p>	<p>1 公安委員会に要請する者等に関すること。 2 軽易な措置及び管理対見ること。 2 苦情に関すること。</p>		

				<p>公共団体のす 長に對し依 る協力及び 頼見に關す ることに 4 苦情処 理に關す ること。</p>			
8	<p>公害（水質の汚濁、 土壌の汚染 及び地盤の 沈下に限 る。）の規 制に關す ること。</p>			<p>1 水質汚濁に係る環境基準の類型に關すること。 2 排水基準及び改廃に關すること。 3 規制地域の指定並びに規制対象の施設及び改廃に關すること。</p>			
9	<p>公共用水域及び地下水の水質の保全に關すること。</p>			<p>1 水質汚濁に係る環境基準の類型に關すること。 2 公共用水域及び地下水の水質の汚濁の常時監視に關すること。 3 公共用水域及び地下水の水質の測定に關すること。 4 事故の公表に關すること。 5 緊急時又は事故に關</p>	<p>1 地下水の保全のための土地の立入に關すること。 2 事業場に対する報告及び検査に關すること。 3 公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表に關すること。</p>		

			<p>すること。</p> <p>6 地下水の水質の浄化に係る措置等に関すること。</p> <p>7 有害物の地下浸透の禁止改質に係る措置等に関すること。</p>			
10	<p>土壌（農用地を除く。）の汚染及び地盤の沈下に関すること。</p>		<p>1 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条の規定に基づく措置区域の指定、解除及び公示に関すること。</p> <p>2 同法第7条の規定に基づく措置等に関すること。</p> <p>3 同法第22条の規定に基づく汚染土壌の処理及び更新に関すること。</p> <p>4 同法第23条の規定に基づく汚染土壌の処理の許可に関すること。</p> <p>5 同法第24条の規定に基づく汚</p>	<p>1 同法第3条、第4条及び第5条の規定に基づく土地の調査に関すること。</p> <p>2 同法第7条の規定に基づく措置の指示に関すること。</p> <p>3 同法第11条の規定に基づく形質要届出区域の指定及び解除に関すること。</p> <p>4 同法第11条の規定に基づく形質要届出の公示に関すること。</p> <p>5 同法第12条の規定に基づく土地の形質変更届</p>		

				6 土壌処理施設の改善命令に関する。同法第25条の規定に基づく汚染処理業の取消し及び停止命令に関する。同法第55条に基づくこと。	及び変更に関する。同法第54条の規定に基づく報告及び検査に関する。同法第56条の規定に基づく資料の提出等に関する。		
	1 1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の施行に関すること。				1 結果の公表に関すること。 2 届出事項についての意見及び説明に関すること。		
	1 2 ダイオキシン類及び環境ホルモン等化学物質に関すること。			1 規制基準の設け及び改廃に関すること。 2 特定施設に係る事故時及び措置氏名等の公表に関すること。 3 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第3条に基づく及び	1 監視測定計画に関すること。 2 結果の公表に関すること。		

				に関する こと。			
1 3 公害紛 争処理に関 すること。					1 申請手 数料の減 免還付等 に関する こと。 2 鑑定の料 額の決 定に 関 する こ と。		
1 4 環境保 全啓発活動 の支援に関 すること。							
1 5 環境保 全協定に関 すること (県が直接 当事者とな る場合に 限る。)	1 環境保 全協定の 締結及び 変更に関 すること。			1 軽易な 変更に関 すること。			
1 6 水道に 関すること。				1 水道法 (昭和3 2年法律 第177 号)第6 条の規定 により事 業を認可 すること。 2 同法第 11条の 規定によ り水道事 業の休止 又は廃止 を許可す ること。 3 同法第 26条の 規定によ り水道用 水供給事 業の経営 を認可す ること。 4 同法第 35条の 規定によ る水道事 業の経営 の取り消 し。 5 同法第 37条の	1 同法第 10条の 規定によ り水道事 業の変更 を認可す ること。 2 同法第 14条第 5項の規 定による 料金の変 更届出を 受理し、 又は同条 第6項の 規定によ り地方公 団体の水 道事業の 供給条件 の変更を 認可す ること。 3 同法第 30条の 規定によ り水道用 水供給事 業の変更 を認可す ること。 4 同法第		

				3 3 条第 5 項の 定によ 専用水 布設工 事の確 の認 請に する 通知 を こ と。 5 同 法 第 3 6 条の 規 定によ り水道 設の改 善を 指 す と。	
			6 同 法 第 3 8 条の 規 定によ り水道 業者 業に する 条件 の認 可を こ と。 7 同 法 第 3 9 条の 規 定によ り報告 徴収 又は 検入 を こ と。 8 同 法 第 4 0 条の 規 定によ り災害 の他 の場 合に おけ る水 道用 水 緊急 命 援 命 令 を こ と。		
自然保護課	1 国立公園、 国定公園及 び県立自然 公園に 関 する こと。	1 自然公園 の公 園策 画の 策 定に 関 する こと。 2 自然公園 の指 定、 解除 又は 区域 の変 更に 関 する こと。 3 自然公園 の特 別指 定に 関 する こと。		1 自然公園 の管 理策 画の 策 定に 関 する こと。 2 自然公園 の公 園事 業の 決 善承 認 可の 取 消 原 状 復 命 令 立 入 認 可 の 取 消 命 令 及 び 命 令 中 止 命 令 等 に 関 する こと。 3 自然公園 の管 理策 画の 策 定に 関 する こと。	1 同法第 6 8 条第 2 項の 規 定に よる 協 議に 関 する こと。 2 同 条 例 第 1 1 条 第 2 項 及び 第 3 項 の規 定に 意 可 を こ と。 3 同 条 例 第 2 1 項 第 4 項

						<p>園の指定に      4 維持事業に      5 自然公園の      6 自然公園の      7 自然公園法      8 国立自然公</p>	<p>2号、第      7号、第      11号、      第13号      及び第1      5号の規      定による      許可をす      ること      (対象地      が熊本市      の場合に      限る。)      4 同条例      の規定に      よる届出      及び通知      に関する      こと(対象      地が熊本      市に限る      。)。      5 熊本県      立自然公      園条例施      行規則      (昭和4      7年熊本      県規則第      45号)の      第4条の      よる施設      供用開始      の届出に      関するこ      と(対象地      が熊本市      に限る。)      6 国立公      園及び県      立自然公      園の立入      実地調査      及び職員      の任命を      するこ      と。</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--



				<p>本市に限る。)</p> <p>9 同条第54条第1項の規定に関する協定(対象が本市に限る。)</p>			
	2 自然環境の保全に關すること。	1 熊本県自然環境保全条例(昭和48年熊本県条例第50号)に基づく自然環境保全方針の制定及び変更すること。		<p>1 同条例に基づく自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び郷土美化地域の指定、解除の指区域に關すること。</p> <p>2 同条例に基づく自然環境保全計画、緑地環境保全計画及び郷土美化計画の制定、廃止及び變更に關すること。</p> <p>3 同条例に基づく特別及び野生動物保護地区の指定、解除及</p>	1 同条例に基づく軽易な許出に關すること。 <p>2 同条例第32条のよの關と。</p>		

				<p>び区域の 変更に するこ と。</p> <p>4 同条 例に 基 づく 自然 環境 保全 の保 全地 域事 業、 緑地 保全 環境 保全 事業 及び 修地 景美 化事 業に 関 する こと。</p> <p>5 生態 系回 復に 関 する こと。</p> <p>6 同条 例に 基 づく 自然 環境 協定 の締 結に 関 する こと。</p> <p>7 同条 例に 基 づく 許可 、届 出等 に 関 する こと。</p>			
3 野生動植物の多様性の保全に関すること。	1 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づく野生動植物の多様性基本方針及び変更に関すること。			<p>1 同条 例に 基 づく 県内 野生 動物 、指 定希 少野 生動 植物 及び 希少 野生 動物 の指 定及 び指 除に 関 する こと。</p> <p>2 同条 例に 基 づく 特定 野生 動物 の登 録に 関 する こと。</p>	1 同条 例に 基 づく 軽易 な許 可、 届出 等 に 関 する こと。		

			<p>すること。</p> <p>3 同 条 例 に 基 づ く 生 息 地 区 等 保 護 区 、 管 理 地 区 及 び 立 入 地 区 及 び 指 定 及 び 指 定 の 解 除 に 関 する こと。</p> <p>4 同 条 例 に 基 づ く 保 護 管 理 画 の 策 定 、 及 び 変 更 及 び 保 護 管 理 事 業 の 認 定 等 に 関 する こと。</p> <p>5 同 条 例 に 基 づ く 許 可 、 届 出 等 に 関 する こと。</p>		
4 鳥 獣 の 保 護 及 び 狩 猟 の 適 正 化 に 関 する こと。	1 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 を 策 定 する こと。		<p>1 司 法 警 察 員 の 指 名 協 議 に 関 する こと。</p> <p>2 狩 猟 免 許 に 関 する こと。</p> <p>3 狩 猟 区 の 設 定 に 関 する こと。</p> <p>4 狩 猟 免 許 の 取 消 し 並 び に 熊 本 市 及 び 熊 本 県 外 に 居 住 者 に 係 属 する 狩 猟 者 の 登 録 の 抹 消 に 関 する こと。</p> <p>5 鳥 獣 の 学 術 研 究 に 関 する こと。</p> <p>6 鳥 獣 捕</p>	<p>1 有 害 鳥 獣 の 捕 獲 に 関 する こと。</p> <p>2 狩 猟 の 取 締 り に 関 する こと。</p> <p>3 狩 猟 免 許 の 更 新 に 関 する こと。</p> <p>4 熊 本 市 及 び 熊 本 県 外 に 居 住 者 に 係 属 する 狩 猟 者 の 登 録 に 関 する こと。</p> <p>5 愛 が ん 目 的 を 除 く 飼 養 の 登 録 を する こと ( 申 請 者 の 住 所 地 が 熊 本 市</p>	

				<p>獲の許可 をすこ と(課(セ ンター) 長専決事 項に該当 するもの を除く。)</p> <p>7 鳥獣保 護施設を 設置する こと。</p> <p>8 鳥獣の 人工増殖 及び放鳥 を決定す ること。</p> <p>9 鳥獣生 息状況を 調査する こと。</p> <p>10 鳥獣業 の概況を 調査する こと。</p> <p>11 愛鳥 週間に関 すること。</p> <p>12 鳥獣 保護員に 関すること。</p> <p>13 特定 鳥獣保護 管理計画 の策定及 び鳥獣保 護区の指 定等に係 る公聴会 の開催に 関すること。</p> <p>14 指 獵法禁止 区域に係 る指獵可 法の許可 に関する こと(申請 者の住所 地が熊本 市のみに 限る。)</p>	<p>6 有害鳥 獣の捕獲 を許可す ること(申 請者の住 所地が熊 本市のみに 限る。)</p> <p>7 狩猟者 登録証、 狩猟者記 章、鳥獣 捕獲許可 証、従事 者証、狩 猟免状、 鳥獣飼養 登録票 (愛がん 目的を除 く。)及び 指獵法許 可証の再 交付をす ること。</p> <p>8 狩猟団 体に関する こと。</p> <p>9 鳥獣保 護団体に 関すること。</p>	<p>のものに 限る。)</p> <p>有害鳥 獣の捕獲 を許可す ること(申 請者の住 所地が熊 本市のみに 限る。)</p> <p>狩猟者 登録証、 狩猟者記 章、鳥獣 捕獲許可 証、従事 者証、狩 猟免状、 鳥獣飼養 登録票 (愛がん 目的を除 く。)及び 指獵法許 可証の再 交付をす ること。</p> <p>狩猟団 体に関する こと。</p> <p>鳥獣保 護団体に 関すること。</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

	5 自然公園施設の整備及び維持管理に関すること。						
	6 鳥獣保護センターに関すること。						
	7 外来生物対策に関すること。						
廃棄物対策課	1 廃棄物の処理に関する企画及び総合調整に関すること。						
	2 廃棄物処理計画に関すること。	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の3の規定による廃棄物処理計画の策定に関すること。					
	3 産業廃棄物に関すること。			1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の規定により事業の停止命を行うこと。 2 同法第14条の2第3項及び同条第2項の規定により許可の取消しを行うこと。 3 同法第14条の6において準	1 同法第12条第3項、同条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の2の規定による事業外に業おける産業廃棄物の保管、変更及び廃止に関する		

												<p>る同法第 14及び第 34条の第 14条の第 31項及び 1同条の第 2項の規 定により 業の停止 命令及び 許可の取 消しを行 うこと。 4 同法第 15条及び 11項及び 同法第12 5条の第1 2項の規 定により 処理施設 設置の許 可の変更 及び許可 を行うこ と。 5 同法第 15条の第 7項によ り処理施 設の改善 命令又は 使用停止 命令を行 うこと。 6 同法第 15条の第 3項及び 同条の第 2項によ り処理施 設設置の 許可の取 消しを行 うこと。 7 同法第 15条の第 3項の規 定により 熱回収設 置者の認</p>	<p>届出を受 理する。同 2 12条及 19項及び 同法第12 2条の第1 0項の規 定による 産業廃棄 物の処理 その他に 関する計 画及び特 別産業廃 棄物の処 理その他 に關する 計画を 受けるこ と。 3 同法第 12条及び 10項及び 同法第12 2条の第1 1項の規 定による 前計画状 況の報告 を受ける こと。 4 同法第 12条及び 11項及び 同法第12 2条の第1 2項の規 定により 第1号の 計画及び 前計画の 実施につ いて公表 を行うこ と。 5 同法第 12条の第 3項、同 条第4項</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--

					<p>取消しを 行うこと。 8 同法第 19条の規 3 定の改 に善命を 行うこと。 9 同法第 19条の第 5項に保 の規に置 より措を 命うこと。 10 同法第 19条第1 の6項の に置命を 行うこと。 11 同法第 19条第1 の8項の により自 ら支障の 除去等を 講ずること。 12 同法第 19条第2 の8項か ら同項規 定により 費用の負 担をさせ ること。 13 廃棄物 の処理及 び清掃に 関する法 律施行令 （昭和政 46年政 令第30 022条の 22に依り 再</p>	<p>び同規則 第8条の 13の6 で準用す る同規則 第8条の 2の6の 規定に業 場外にお ける特別 管理産業 廃棄物の 保管、保 管の変更 及び保管 の届出を 受けるこ と。同法 第12条第 7項の規 定による 産業廃棄 物処理票 の報告を 受けるこ と。同法第 12条第1 項の規定 による業 務の適正 な処理に 関する行 うこと。 8 同法第 14条及び 1項第6 項の規定 による業 務の適正 な処理に 関する行 うこと。</p>		
--	--	--	--	--	---	---	--	--

														<p>者の登録 の取消し を行うこ と。</p>	<p>9</p>	<p>と。 同法第 14条の 2第1項 の規定 により 産業廃 棄物の 処理業 更許可 を行う と。</p>	<p>第1項 に産業 廃棄物 の処理 業更可 を許可 を行う こと。</p>			
														<p>10</p>	<p>同法第 14条第 2項の 規定に よる産 業廃棄 物の理 業更可 を許可 すること。</p>	<p>第3項 に産業 廃棄物 の処理 業更可 を許可 すること。</p>				
														<p>11</p>	<p>同法第 14条第 1項及 第6項 の規定 により 特別管 理産業 廃棄物 の収集 運搬及 び特別 管理産 業廃棄 物の分 下管理 産業廃 棄物の 処理業 更許可 を行う こと。</p>	<p>第1項 及び第 6項に 規定に よる特 別管理 産業廃 棄物の 収集運 搬及び 特別管 理産業 廃棄物 の処理 業更可 を許可 を行う こと。</p>				
														<p>12</p>	<p>同法第 14条第 5項の 規定に よる特 別管理 産業廃 棄物の 処理業 更許可 を行う こと。</p>	<p>第1項 の規定 により 特別管 理産業 廃棄物 の処理 業更可 を許可 を行う こと。</p>				
														<p>13</p>	<p>同法第 14条</p>					



の 5 第 3  
 項 の 規 定 特  
 に 別 管 理 産 物  
 業 廢 棄 業 の  
 處 理 又 は 届  
 變 更 の 受 理  
 出 入 を 受 理  
 す と。  
 1 4 同 法 条 5  
 第 1 5 条 5  
 の 2 の 規 定 に  
 の 規 定 處 理  
 よ り 設 置 の  
 施 設 者 か ら  
 届 出 を 受 理  
 理 す と。  
 1 5 同 法 条 6  
 第 1 5 条 6  
 の 2 の 規 定 に  
 第 3 項 の よ  
 規 定 處 理 施  
 り 設 係 受 最  
 設 届 出 を 受  
 理 す と 及 び 場  
 と 終 處 分 の  
 の 廢 止 の 行  
 確 認 を 行  
 う こ と。  
 1 6 同 法 条 3  
 第 1 5 条 3  
 の 3 の 項 の  
 第 1 項 の 廢  
 棄 物 及 び  
 處 理 及 び  
 清 掃 法 律  
 施 行 令  
 ( 昭 和 4  
 6 年 政 令  
 第 3 0 0 7  
 号 ) 第 7  
 条 の 4 に 準  
 お い て 同 条  
 用 令 第 5 条  
 の 5 及 び 第  
 同 規 則 第  
 1 2 条 の 1  
 1 1 の 1  
 1 1 に お い  
 て 準 用

							<p>る同規則 第5条の1 の1に の規定期 よ設置者 定を こを に認 回収 設置 係る 止等 出及 回収 の報 受理 こと 17 同 法 第15条 の4に いす 第9条 の1項 の規 よ設 施受 借許 うこ 18 同 法 第15条 の4に いす 第9条 の1項 の規 よ設 施置 る法 合併 認可 うこ 19 同 法 第15条 の4に いす 第9条 の2項 の規 よ設 施</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

						<p>者の届出を の受理す 受こと 20 第18条 第1項のよ 規報告の行 り報と 徴収と うこ 21 第19条 第1項のよ 規入を 立入を り等 査と うこ 22 第20条 第1項、第 20条及び 第21条に の規 よ廃棄事 物再生の登 業者の行 録を こ に 届出及び 休廢止の 届出を 理す と 23 第23条 第1項及び 第2項に の規 よ本部長 の 意 取 と 24 第23条 第5の規 の定 係行 機関 関又 係地 公共 に 照 会</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>協力を求めること。 25 同規 則第9条及 第2号規 び同規 第10条 の3第2 号の規 定によ る指 定を行 うこと。</p>	
4	一般廃棄物に関する こと。			<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項及び同法第9条第1項の規定により処理施設設置の許可及び変更の許可を行うこと。 2 同法第9条第1項の規定により処理施設の改善又は使用の停止命令を行うこと。 3 同法第9条の2第1項及び同条第2項の規定により処理施設の設置の許可の取消しを行うこと。 4 同法第9条の4第5項の規定により回収施設</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3項及び第4項の規定による処理施設の廃止又は休止は休止した施設の再開並びに処理の終了を受けること。 2 同法第9条の2第1項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条及び物の処理及び清掃に関する法律第5条の11の規定により回収施設</p>	

				<p>設置者の取 認しを行 消しこ う 5 9 第 3 第 3 項 第 9 項 に よ り 施 設 の 届 出 に 係 る 変 更 及 び 令 改 善 及 び 停 止 の 令 を 行 う こ と 。 6 の 下 に 伴 う 一 般 の 合 理 化 に 関 す る 特 別 措 置 （ 昭 和 法 5 0 年 法 律 第 3 1 第 3 条 第 1 項 及 び 第 4 条 第 1 項 に よ り 事 業 計 画 の 承 認 を 行 う こ と 。</p>	<p>設置者 等に 及 ぶ 報 理 に 係 る 事 項 を 受 理 す こ と 。 3 同 法 第 9 条 第 2 項 に よ り 施 設 の 届 出 を 受 理 す こ と 。 4 同 法 第 9 条 第 1 項 に よ り 施 設 の 届 出 を 受 理 す こ と 。 5 同 法 第 9 条 第 1 項 に よ り 施 設 者 法 併 可 と 。</p>		
5	その他廃棄物の処理等に関する事			<p>1 ポリ塩化ビフェニル物の適正な推進に関する特別措置（平成13年法律第65号）の第7条によ</p>	<p>1 ポリ塩化ビフェニル物の適正な推進に関する特別措置（平成13年法律第65号）の第7条によ</p>		

					<p>リ塩化ビ フエニル 廃棄物処 理計画の 策定に関 すること。 2 同法第 16条第 1項の規 定により 改善命令 を行うこ と。 3 建設工 事に係る 資材の再 資源化等 に関する 法律（平 成12年 法律第1 04号）第 20条の規 定により 再資源化 等の変 更その他 必要な 措置を命 令を行う こと。 4 容器包 装に係る 分別収集 及び再商 品の促進 等に関する 法律（平 成7年 法律第 112号）第 9条の規 定により 県分別 収集促進 計画及び 公表を行 うこと。 5 使用済 自動車の 再資源化 等に関する 法律（平 成1</p>	<p>2 同法第 9条の規 定による 保管状況 を表すこ と。 3 同法第 12条第 2項の規 定による 継承を受 け出すこ と。 4 同法第 14条の 規定によ り適切な 処理の確 保に及び 指導を行 うこと。 5 同法第 17条の 規定によ り保管又 は処分告 白の徴収 を行うこ と。 6 同法第 18条の 規定によ り又は関 連し立入 検査を行 うこと。 7 容器包 装に係る 分別収集 及び再商 品の促進 等に関する 法律第8 条及び第 5条第5 項の規 定により 町分別</p>		
--	--	--	--	--	---	---	--	--

					<p>4 年 法 律 第 8 7 号) 第 2 3 0 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 関 連 事 業 者 に 対 し 勸 告 置 命 令 を 行 っ と。 6 同 法 第 5 1 条 の 規 定 に よ り 引 取 業 者 の 登 録 を 取 り 消 し、 又 は 事 業 の 停 止 命 令 を 行 っ と。 7 同 法 第 5 8 条 の 規 定 に よ り フ ロ ン 類 回 収 業 者 の 登 録 を 取 り 消 し、 又 は 事 業 の 停 止 命 令 を 行 っ と。 8 同 法 第 6 6 条 の 規 定 に よ り 解 体 業 の 許 可 の 取 消 し 又 は 事 業 の 停 止 命 令 を 行 っ と。 9 同 法 第 7 2 条 に お い て 同 法 第 6 6 条 の 規 定 に よ り 破 砕 業 の 取 消 し 又 は 事 業 の 停 止 命 令 を 行 っ と。</p>	<p>の 受 理 及 び 助 言 等 を 行 っ こ と。 使 用 済 8 自 動 車 の 再 資 源 化 等 に 関 す る 法 律 第 1 9 条 の 規 定 に よ り 登 録 を 引 取 業 者 が 受 取 し く ロ ン 回 収 業 者 又 は 許 可 受 取 業 者 若 し 破 壊 指 導 及 び 助 言 を 行 っ こ と。 9 同 法 第 2 0 条 第 1 項 及 第 2 項 の 規 定 に よ り 関 連 事 業 者 フ ロ ン 類 回 収 業 者 に 対 し 勸 告 を 行 っ と。 1 0 同 法 第 4 2 条 か ら 同 法 第 4 9 条 ま で の 規 定 に よ り 引 取 業 者 の 登 録、 更 新、 申 請 の 受 理、 登 録 の 実 施、 拒 更 廢 受 届 業 理、 登 録 簿 の 関</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>1 0 同 法 第 9 0 条 の よ に 告 告 係 命 令 を 行 う こ と。</p> <p>1 1 特 定 製 品 に 係 る フ ロ ン 類 の 回 収 破 壊 の 実 施 の 確 保 等 に 関 係 す る 法 律 ( 平 成 法 1 3 年 法 律 第 6 4 1 号 ) 第 7 条 の 規 定 に よ り 登 録 を 取 り 消 し 又 は 停 止 の 令 を 行 う こ と。</p> <p>1 2 同 法 第 2 4 項 の よ に 告 告 係 命 令 を 行 う こ と。</p>	<p>覧、登録の抹消並びに通知を行うこと。</p> <p>1 1 同 法 第 5 3 条 第 5 7 条 第 5 9 条 に お い て 同 法 第 4 7 条 第 4 9 条 第 5 1 条 の 規 定 に よ り フ ロ ン 業 者 の 登 録 の 更 新、申 請 書 の 受 理、登 録 の 実 施、拒 否、変 更 届 出 受 理、登 録 簿 の 閲 覧、登 録 の 抹 消 並 び に 通 知 を 行 う こ と。</p> <p>1 2 同 法 第 6 0 条 第 6 4 条 第 6 5 条 の 規 定 に よ り 業 体 の 許 可、許 可 の 更 新、申 請 書 の 受 理、変 更 届 出 受 理 及 び 等 の 受 理 並 び に 通 知 を 行 う こ と。</p> <p>1 3 同 法</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--	--



						<p>第67条 から同法 第71条 まで及び 第72条に おいては この法第 4条によ り破砕業 の許可、 更新の申 請書の受 理、変更 及び等受 びの通知 を行うこ と。</p> <p>14 同法 第90条 第1項の 規定によ り関係事 業者に対 し勧告を 行うこと。</p> <p>15 同法 第125 条の規定 により県 警本部長 の意見を 聴くこと。</p> <p>16 同法 第127 条の規定 により関 係行政機 関又は公 関係地方 公共団体 に対し、 照会及び 協力を求 めると。</p> <p>17 同法 第131 条の規定 により立</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

							<p>調査を。行              うと。特              1 8 品に定              製るフ係              類のロン              及び破壊              の実施の              確保等に              確関する              律第10              条か同              法第16              条まで              規定によ              りフロン              類回収業              者の登録              登録、登              録の拒否              の登録の              更新、更              届の受理              簿の登録              簿の閲覧              等届の受              理及び登              録の抹消              を行うこ              と。</p> <p>1 9 同 法              第 2 2 条              の規定に              よりフロ              ン類回収              業者に對              し報告の              徴収を行              うこと。</p> <p>2 0 同 法              第 2 3 条              の規定に              より業連              事対し指              導及び助              言を行              うこと。</p> <p>2 1 同 法              第 2 4 条              第 1 項              第 1 項              第 4 項              の規定に              より業連              事対し</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

						を 行 う こ と。 2 2 同 法 第 4 4 条 の 規 定 に よ り 関 連 立 業 者 に 入 査 検 査 を 行 う こ と。		
		6 公 共 の 関 与 に よ る 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 に 関 す る こ と。						
県 民 生 活 局	く ら し の 安 全 推 進 課	1 交 通 安 全 対 策 基 本 法 ( 昭 和 4 5 年 法 律 第 1 1 0 号 ) の 施 行 に 関 す る こ と。						
		2 交 通 安 全 対 策 会 議 に 関 す る こ と。						
		3 交 通 安 全 に 係 る 調 査 、 企 画 及 び 調 整 に 関 す る こ と。						
		4 交 通 安 全 運 動 の 推 進 に 関 す る こ と。				1 熊 本 県 交 通 安 全 推 進 連 盟 に 関 す る こ と。 2 高 齢 者 の 交 通 事 故 防 止 推 進 委 員 会 に 関 す る こ と。		
		5 交 通 事 故 相 談 所 に 関 す る こ と。						
		6 青 少 年 行 政 に 関 す る こ と。			1 熊 本 県 少 年 保 護 成 条 例 ( 昭 和 4 6 年 熊 本 県 条 例 第 3 0 号 ) に 規 定 す る 推 奨 及 び 指 定 に 関 す る こ と。	1 青 少 年 指 導 者 に 関 す る こ と。 2 青 少 年 団 体 の 育 成 指 導 に 関 す る こ と。 3 青 少 年 の 非 行 防		

				2 青少年 問題に 関する こと。	止活動に 関するこ と。 4 熊 本県育 成少年 会に 関する こと。		
	7 安全安心 まちづくり に係る施策 の企画、調 整及び推進 に関するこ と。				1 くまも と犯罪の 起りに くまも まちづ くり民 会に 関 する こと。		
	8 犯罪被害 者等基本 法（平成16 年法律第1 61号）の 施行に 関する こと。						
	9 食の安全 性確保に 係る施策 の企画、 調整及 び推進に 関する こと。						
	10 農林物 資の規格 化及び品 質表示の 適正化に 関する こと。						
	11 米穀等 の取引等 に係る情 報の記録 及び産地 情報の伝 達に関する 法律（平 成21年法 律第26号） の施行に 関するこ と（一般 消費者へ の産地等 の情報伝 達に限る。 ）。						
	12 県民生 活局長に 関する こと。						
消費生活課	1 消費生活 に関する 施策の企 画、調整 及び推進 に関する						

<p>こと。 2 消費者教育及び啓発に関すること。</p>						
<p>3 消費生活協同組合に関すること。</p>	<p>1 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第58条の規定により組合の設立を認可すること。 2 同法第62条第2項の規定により組合の解散を認可すること。 3 同法第69条の規定により組合の合併を認可すること。 4 同法第95条第3項の規定により解散を命ずること。 5 同法第96条の規定により議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p>		<p>1 同法第12条第4項の規定により許可すること。 2 同法第12条第6項の規定により措置をとること。 3 同法第26条第2項の規定により模範例を制定すること。 4 同法第30条第2項の規定により役員が欠けた場合の措置をとること。 5 同法第40条第4項、第5項及び第6項の規定により認可すること。 6 同法第50条第5項の規定により健全性の定めをすること。 7 同法第50条第13項の規定により命ずること。</p>	<p>1 同法第40条第8項の規定に関すること。 2 同法第50条第2項第5項に規定する届出に関すること。 3 同法第50条第12項に規定する意見書に関すること。 4 同法第53条第4項に規定する変更の承認すること。 5 同法第64条第2項に規定する届出に関すること。 6 同法第96条第2項に規定する届出に関すること。</p>		

					8	同法第53条の 53の規 5の定 に業 務停 を止 を命 こず と。			
					9	同法第53条の 53の規 10の定 に業 選任、 調査命 は解任 はすを とこ			
					10	同法第53条の 53の規 13の定 に業 規契 件約 承認更 をす とこ			
					11	同法第93条第 93第2 3の規 の定 に業 を報 を徴告 とす こ並 に第び 93の 条定 規に り報 は資告 提料の 出求 をこ			
					12	同法第94条 94の規 の定 に業 よ務 又は計 は会 の檢査 に 關すこ と。			
					13	同法第94条 94の規 2の定 に業 命令 又は は認 を可 す取 と消 こ。			
					14	同法第95条			

				第 1 項 及 第 2 項 に の 規 定 命 よ り 令 す る こ と。 1 5 同 法 第 9 5 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ り 許 可 す る こ と。			
4	家庭用品 品質表示法 (昭和37 年法律第1 04号)の 施行に關す ること。	1 同法第 4 条第 3 項の規 定 に よ り 公 表 す る こ と。		1 同法第 4 条第 1 項の規 定 に よ り 表 示 事 項 を 表 示 し、 又 は 事 項 守 守 守 守 す べ き 指 示 す る こ と。	1 同法第 1 0 条第 1 項の規 定に よ り 申 出 理 す る こ と。 2 同法第 1 0 条第 2 項の規 定に よ り 調 査 実 施 す る こ と。 3 同法第 1 9 条第 2 項の規 定に よ り 報 告 の 徴 収 又 は 立 入 検 査 す る こ と。		
5	不当景品 類及び不当 表示の防止 に關すること。			1 不当景 品類及び 不当表示 防止法 (昭和3 7 年 法 律 第 1 3 4 号) 第 7 条の規 定 に よ り 指 示 を す る こ と。 2 同法第 8 条第 1 項の規 定 に よ り 内 閣 総 理 大 臣 へ の 措 置 請 求 す る こ と。 3 同法第			

				9 条第 2 項の規 定によ り報告 又は立 入検査 をす ること。			
6 割賦販 売法（昭 和 3 6 年法律 第 1 5 9 号）の 施行に 関する こと。	1 同法第 3 5 条の 3 の 3 2 第 2 項の 規定によ り業務停 止命令を す ること。			1 同法第 3 5 条の 3 の 2 1 第 1 項の 規定によ り改善命 令をす ること。 2 同法第 4 0 条第 3 項、第 5 項又は 第 9 項の 規定によ り報告を す ること。 3 同法第 4 1 条第 5 項によ り立入検 査をす ること。			
7 消費生 活用品安 全法（昭 和 4 8 年法律 第 3 1 号） の施行に 関する こと。				1 同法第 4 2 条第 1 項の規 定により 特定製品 の提出を 命 ず ること。	1 同法第 4 0 条第 1 項の規 定により 報告をす ること。 2 同法第 4 1 条第 1 項の規 定により 立入検 査をす ること。		
8 特定商 取引に 関する 法律（昭 和 5 1 年法律 第 5 7 号） の施行に 関する こと。	1 同法第 8 条の規 定により 業務の停 止を命 ず ること 又はその 旨を公 表す ること。 2 同法第 1 5 条の 規定によ			1 同法第 7 条、第 1 4 条、 第 2 2 条、第 3 8 条、第 4 6 条、 第 5 6 条 又は第 5 8 条の 1 2 の規 定によ り指	1 同法第 6 条の 2、第 1 2 条の 2、第 2 1 条の 2、第 3 4 条の 2、第 3 6 条の 2、第 4 3 条の		



		<p>り業務の命 停止をこの ずるこの 又はその 旨を公表 すこと。</p> <p>3 同法第 23条のよ 規にり業 り業務の 停止を命 ずるこの 又はその 旨を公表 すこと。</p> <p>4 同法第 39条のよ 規にり取 り取引の 停止を命 ずるこの 又はその 旨を公表 すこと。</p> <p>5 同法第 47条のよ 規にり業 り業務の 停止を命 ずるこの 及びその 旨を公表 すこと。</p> <p>6 同法第 57条のよ 規にり取 り取引の 停止を命 ずるこの 又はその 旨を公表 すこと。</p> <p>7 同法第 58条の規 13のよ 定にり業 定業務の 停止を命 ずるこの 又はその 旨を公表 すこと。</p>	<p>示をす こ。第 2 同法第 66条第 1項か 第4項 でより に報 告の徴 又は立 検入 をす こと。</p>	<p>2、第4 4条の 2、第5 2条の 又は第 4条の の規 より の資 料を 提出 をこ と。</p>		
	9 ゴルフ場	1 同法第	1 同法第			

<p>等に係る会 員契約の適 正化に關す る法律（平 成4年法律 第53号）關 する施行に 關すること。</p>	<p>1 1 条の 規によ り業務の 停止を命 ずはそ 又旨を公 すをこ と。</p>		<p>1 0 条の 規によ る指示を すこ と。 第 2 同 法 第 1 7 条第 1 項の規 定により 報告の徴 収又は立 入検査を すこ と。</p>			
<p>1 0 熊 本 県 消 費 生 活 条 例（昭 和 5 2 年 熊 本 県 条 例 第 5 1 号）の 施 行 に 關 する 事 と。</p>	<p>1 同 条 例 第 1 0 条の 第 1 項に よる消費 者基本計 画の策定 をこ と。 同 条 例 第 4 2 条 第 2 項 は 第 4 7 条 第 3 項 の 規 定 に よる委員 の臨時任 命をこ と。 同 条 例 第 5 0 条 第 1 項 は 第 2 項 の 規 定 に よる公表 をこ と。 同 条 例 第 5 2 条の 規 定 に 請 又 は 協 力 を こ と。</p>		<p>1 同 条 例 第 1 3 条 第 1 項、 第 2 5 8 条、第 2 3 5 条 又 は 第 3 6 条の 規 定 に 勸 告 を すこ と。 同 条 例 第 1 4 条 第 2 2 項の 規 定 に 報 告 を こ と。 同 条 例 第 2 1 条の 規 定 に 報 告 を すこ と。 同 条 例 第 3 項 の 規 定 に よる指導 又は助言 をこ と。 同 条 例 第 2 2 条の 規 定 に 基 準 の 設 定、変 更 又 是 を 廢 止 を こ と。 同 条 例 第 3 4 条の 規 定 に 指 示、</p>	<p>1 同 条 例 第 1 2 条 第 2 項、 第 2 4 条 第 2 項 又 は 第 2 7 条の 規 定 に 資 料 を こ の 提 出 を 求 めるこ と。 同 条 例 第 2 1 条の 規 定 に 出 発 受 理をこ と。 同 条 例 第 2 9 条 第 1 項 は 第 4 3 条の 規 定 に 報 告 を こ と。 同 条 例 第 3 9 条の 規 定 に 基 準 の 設 定、変 更 又 是 を 廢 止 を こ と。 同 条 例 第 3 9 条の 規 定 に 資 料 を こ の 提 出 を 求 めるこ と。</p>		

				<p>同条第2項の規定による解除をとする。</p> <p>6 同条第4項の規定による貸付けをこと。</p> <p>7 同条第2項の規定による貸返しの予除をこと。</p>	<p>説明を求めると。</p> <p>6 同条第3項の規定による熊本市消費者庁の調査をこと。</p> <p>7 同条第1項の規定による申請書の受理をこと。</p> <p>8 同条第1項の規定による資料の提出を求め、又は調査をこと。</p>		
1 1 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の施行に関すること。	1 同法第6条第3項又は第7条第2項の規定により指示を受けた者とする。			1 同法第6条第7項の規定により格指しをこと。 <p>2 同法第30条第1項の規定による業務状況の報告をこと。</p>			
1 2 生活関連物資の買占め及び売			1 同法第4条第1項又は第	1 同法第3条の規			

<p>惜しみに対 する緊急措 置に関する 法律（昭和 48年法律 第48号）の 施行に関す ること。</p>			<p>2 項の規 定によ るに渡 し又 指し 命を する こと。</p>	<p>調査を 実施す る。同 法第 5条 の規 定に よる 報告 を 務 め る こと。</p>		
<p>1 3 生活物 資のあ つた 旋 回 の 他 生 活 物 資 の 価 格 、 受 給 等 の 安 定 に 関 す る こ と。</p>						
<p>1 4 貸金業 法（昭和 58年法律 第32号）の 施行に関す ること。</p>			<p>1 同法第 6条の規 定によ るに 貸金 業者 の登 録を 拒否 す るこ と。 2 同法第 24条の 3の規 定によ るに 業務 の改 善を 命ず るこ と。 3 同法第 24条の 4第1 項の規 定によ るに 業務 の全 部又 は一 部の 停止 を命 ずる こと。 4 同法第 24条の 4第1 項及び 第24 条の5 第1項 の規 定によ るに 登録 を取り 消す こと 並び に同 法第 24条 の4第 2項の 規定 によ るに</p>	<p>1 同法第 5条の規 定によ るに 貸金 業者 の登 録を す るこ と。 2 同法第 8条の規 定によ るに 登録 事項 の更 改を 受 け るこ と。 3 同法第 10条の 1第1 項の規 定によ るに 廃業 届出 同法 第24 条の2 の規 定によ るに 開始 届出 す るこ と。 4 同法第 24条の 6第1 項の規 定によ るに 登録 取り 消す こと （同 項に 規定 する 場合 に限 る。）</p>		

			<p>5 法人の役員を命ずること。同法第24条第6項の規定により登録抹消と（同法第2号に限り）。</p>	<p>5 同法第24条の7の規定により登録抹消すること。同法第24条の10及び第1項の2の規定による徴収並びに第3項及び第4項の規定による立入検査と。</p> <p>6 同法第24条の10及び第1項の2の規定による徴収並びに第3項及び第4項の規定による立入検査と。</p> <p>7 同法第24条の12第2項の規定により業者が命ずること並びに第3項及び第4項の規定による承認と。</p>		
1 5 消費者安全法（平成21年法律第50号）に関すること。	<p>1 同法第7条第1項の規定による提案すること。</p> <p>2 同法第10条第1項の規定により消費生活センターを設置すること。</p>		<p>1 同法第44条第1項の規定による措置を行うこと。</p>	<p>1 同法第12条の規定によること。</p>		
1 6 消費生活に係る相談及び消費者苦情の処理に関すること。						

	17 前号に 係る不当な 取引行為の 適正化に関 すること。						
	18 消費生 活に係る商 品の試験、 検査等に関 すること。						
男女参画・協働推進課	1 男女共同 参画社会の 形成に係る 施策（他課 の分掌事務 に係るもの を除く。） の企画、調 整及び推進 に關すること。						
	2 熊本県男 女共同参画 推進条例 （平成13 年熊本県条 例第59 号）の施行 に關すること。						
	3 協働社会 の構築に係 る施策（他 課の分掌事 務に係るもの を除く。） の企画、調 整及び推進 に關すること。						
	4 特定非営 利活動促進 法（平成1 0年法律第 7号）の施 行に關すること。			1 同法第 41条第 1項及び 第64条 第1項の 規定によ り法人の 業務等に 関する報 告の徴収 及び検査 をすること。 2 同法第 42条及 び第65 条第4項 の規定に			

					<p>より対運改をこ 3 4 規 規 設 証 消 消 消 4 4 規 規 規 規 設 証 消 消 消 5 5 規 規 規 規 設 証 消 消 消 6 6 規 規 規 規 設 証 消 消 消 7 7 規 規 規 規 設 証 消 消 消</p>			
	5	くまもと 県民交流館 に関するこ と。						
人権同 和政策課	1	人権施策 の企画に 関すること。						
	2	関係団体 との連絡調 整に関する こと。						

	3 地方改善事業の実施に関する事 と。						
	4 社会福祉法の施行に 関すること (同法に規定する隣保事業に 関することに 限る。)						
	5 人権啓発 に関する事 と。						
	6 人権に係 る人材育成 に関する事 と。						
	7 人権に係 る情報の提 供に関する 事と。						
	8 人権に係 る相談に 関すること。						

6 商工観光労働部

局	課	分掌事務	知事決裁事 項	部（公室） 長専決事項	部内局長専 決事項	課（センタ ー）長専決 事項	備考欄 に 定 め る 職 決	備考欄 に 定 め る 専 決 事 項	備 考
	商工政策課	1 商工業施策の企画調整に関する事 と。			1 商工業施策の企画調整に 関すること と。				
		2 自転車競技法（昭和23年法律第209号）の施行に 関すること。							
		3 大阪事務所及び福岡事務所 に関する事と。							
		4 商工観光労働部長室に 関すること。							
商工労働局	商工振興金融	1 商業に係る中小企業振興基 本的な事項に関する事 と。	1 商業に係る中小企業策 定の決定に関する事 と。		1 商業に係る中小企業振 興計画を策定する事 と。				



課	2 商業に係る中小企業の近代化の推進に関すること。						
	3 商業一般に関すること。						
	4 中小企業団体の組織に関すること。			1 中小企業協同組合（信用組合を除く。この欄において同じ。）、商工組合、商店街組合及び振興組合の設立を認めること。 2 中小企業協同組合、商店街組合及び振興組合の業務計画の報告並びに改善を命ずること。 3 中小企業協同組合、商店街組合及び振興組合の総会招集の承認を受けること。 4 中小企業協同組合、商店街			

連及び組合登記と  
 組合及組散嘱るこ  
 組合業解のす。中  
 興合協の記をと。業  
 5  
 業組款報普約濟出及準出の可こ  
 6  
 業組工び振連合組のす  
 7  
 業組体結る及びす  
 8  
 濟合るび係に協る  
 9  
 合変整設そを

- 5 企同定業、濟共算書、任算書認る  
 小協の事書共、金法責金法更す  
 中協、告通款掛方び備方変をと。  
 業組、告通款掛方び備方変をと。
- 6 企同商及街合のび更をと。  
 小協、合店組及合併組認るこ  
 中協、合店組及合併組認るこ  
 業組工び振連合組のす
- 7 企同団縮す旋停こ  
 小協の約関つ調る  
 中協の約関つ調る  
 業組体結る及びす
- 8 共組す及に臣るす  
 災同対可令大すを  
 火協に認命る対議こ  
 濟合るび係に協る
- 9 組款調のび更す  
 工定、程及変可  
 商の更規定の認  
 合変整設そを

			<p>ること。</p> <p>1 0 商 工組のび更並組合結合なす 組 約及変可組締要す 合 規定の認に約必を 設 そのに約告を そのび協に勸 ること。</p> <p>1 1 商 工特のび障 組 合地区及支障を 別 地認入証を 承 認加入証を 加 の認す のすこと。</p> <p>1 2 商 店組 街 振興合 合 連会 の 定款 更 を認 す 可 こと。</p> <p>1 3 協 業定及 組 合更業 款 変事認 び 換のす 換 をと。</p> <p>1 4 中 小 企 業団 中 央会 組 合指 員 導 指 導員 び 務 員 事 の 資 の 格 承 等 に 認 関 す と。</p> <p>1 5 中 小 企 業団 の 分 整 野 る に び 調 申 査 達 出 を の と。 進 る</p>		
<p>5 商 工 会 議 所 法 ( 昭 和 2 8 年 法 律 第 1 4 3 号 ) の 施 行 に 関 す る 事 項 。</p>			<p>1 同 法 第 2 7 条 第 2 定 項 の 規 常 に よ り 用 時 使 員 使 業 従</p>		

					<p>及び額 金払込 資総 基準 のす 可。第 事第 第規 のよ 台帳 成期 の延 間長 に。第 同法 第規 10条 2項 に定 法作 の関 に。第 同法 第規 12項 1定 負担 課の を。第 同法 第5 42項 2更 を。第 同法 第規 58項 1定 報告 収及 査を と。第 同法 第1 59項 1号 に告 す。第 同法 第1 24項 2規 2定 5立 5す 第。第 第第 4及 8項 5の</p>			
	6	商工 会法 (昭 和3 5年 法律 第8 9号) の施 行に 関す こと。			<p>1 同法 第4 2規 2定 5立 5す 第。第 第第 4及 8項 5の</p>			

					3	規 定 づ 会 代 集 す 同 4 4 い す 第 の 基 定 の す	に 、 び の 認 こ と 法 第 4 項 に 準 同 4 定 き 変 可 こ と 法 第 0 項 に 基 づ 告 及 検 査 を と 同 法 第 1 項 に 基 づ 務 告 の 止 認 消 に 更 散 を と 同 法 第 3 項 に 認 消 の 場 合 を と 同 法 第 4 項 に 準 同 4	基 総 招 を と 第 第 お 用 法 条 に 、 更 を と 第 第 規 づ 告 及 検 査 を と 第 の 基 業 警 務 停 立 取 び 変 解 告 こ 第 の 基 設 の に 散 の を と 第 第 お 用 法 条								
--	--	--	--	--	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				の規 基 定 財 基 の 産 認 方 こ 法 と。 可 す こ。 認 す と。			
7	小規模事業に関する こと。			1 経営改善 普及に 善業に 関る こと。			
8	小売商業調整 特別措置法（昭和 34年法律第155号） の施行に関する こと。	1 同法第16条第4項に 基づき、調定を案す こと。 2 同法第16条第3項に 基づき、者販の物 品売事調の告を公 すこと。 3 同法第16条第4項に 基づき、一時停止 の公告を公すこと。 4 同法第16条第5項に 基づき、調整を すこと。		1 同法第9条第3項に 基づき、市場開設 者の承出を受理す こと。 2 同法第14条に 基づき、小売業又 は廃止を受理す こと。 3 同法第19条第1項に 基づき、報告を せしめらるること。 2 同法第10条に 基づき、市場を消 すこと。 3 同法第12条に 基づき、引合要 求をすること。 4 同法第14条第2項に 基づき、者販の物 品売事調をすること。 5 同法第15条に 基づき、又は行 うこと。	1 同法第9条第3項に 基づき、市場開設 者の承出を受理す こと。 2 同法第14条に 基づき、小売業又 は廃止を受理す こと。 3 同法第19条第1項に 基づき、報告を せしめらるること。		

				<p>うこと。 7 同法第16条の3に基づき、大規模の売場調整を告すること。 8 同法第17条に基づき、争いを告すること。 9 同法第19条の1に基づき、検査すること。</p>				
9	大規模小売店舗立地法（平成19年法律第91号）の施行に関すること。	1	同法第9条第7項の規定に基づき、公表すること。	<p>1 同法第8条第1項に基づき、意見を述べること。 2 同法第9条第1項に基づき、勧告すること。</p>	1	同法第12条の規定に基づき、関係行政機関への協力依頼すること。 2 同法第14条第1項又は第2項の規定に基づき、報告をすこと。		
10	小売商業活動の調整に関すること。							
11	中小企業の新たな活動の促進に関する法律（商業活動に関する法律）の施行に関すること。			1	同法第9条の1に基づき、経営計画を承認すること。			
12	中小企							

<p>業調停審議 会に關する こと。</p>						
<p>1 3 商店街の活性化の地域需要事促る成律 の活性的地域の需要事促る成律 のため住民の活動に關する に業進に法律（平成21年 業進に法律（平成21年 法218号）の施行に關 すこと。</p>			<p>1 同法第4条の規に基づき、活 4 項の基店街事に對見 に商性計すを述べ すこと。</p>			
<p>1 4 小規模等資金化す 企業者導入に關する 業導び高に關 及業金こと。</p>	<p>1 貸付額が1,000万円以上の業資に關す が1,000万円以上の業資に關す こと。</p>		<p>1 小規模等導入決定の業資に關す 1 小規模等導入決定の業資に關す 企設資に關すこと。 2 小規模等導入決定の業資に關す 2 小規模等導入決定の業資に關す 企設資に關すこと。 3 貸付額が1,000万円以上の業資に關す 3 貸付額が1,000万円以上の業資に關す の決定に關すこと（知事裁可の 事項を除く）。 4 貸付額が1,000万円以上の業資に關す 4 貸付額が1,000万円以上の業資に關す の決定に關すこと。 5 貸付額が1,000万円以上の業資に關す 5 貸付額が1,000万円以上の業資に關す の決定に關すこと。</p>	<p>1 小規模等導入決定の業資に關す 1 小規模等導入決定の業資に關す 企設資に關すこと。 2 貸付額が1,000万円以上の業資に關す 2 貸付額が1,000万円以上の業資に關す の決定に關すこと。 3 貸付額が1,000万円以上の業資に關す 3 貸付額が1,000万円以上の業資に關す の決定に關すこと。 4 貸付額が1,000万円以上の業資に關す 4 貸付額が1,000万円以上の業資に關す の決定に關すこと。</p>		



			<p>6 金請す。企化画理る。企化事のこ          付払関と。小度計受す。小度の定る          貸支にこ。中高業の関と。中高業の          の求るこ。中高業の関と。中高業の          6 業事書にこ。中高業の関と。中高業の          7 業資業関と。中高業の関と。中高業の          8 業資付画及変る。中高業の関と。中高業の          9 業資付設及完の承るこ。中高業の          10 企化起る関と。中高業の          11 企化繰係にこ。中高業の          1 信用保の法可こ          証業務の認る          書をと。信用保の査す          2 証業務を</p>			
<p>1 5 中小企          業金融に          すること。</p>	<p>1 信用保          証協会の          役員に          関すること。</p>					

	1 6 中小企業の経営の診断に関すること。			ること。 1 中小企業高度化計画・建設に関すること。 2 地域・企業動向に関すること。	1 その他の軽易な診断すること。		
	1 7 商工労働局長に関すること。						
労働雇用課	1 労働行政の推進に関すること。	1 労働行政の策定に関すること。		1 労働行政の推進のための議事に関すること。			
	2 労働教育に関すること。				1 労働関係法令の普及啓発に関すること。 2 その他労働教育事業を実施すること。		
	3 労働調査に関すること。				1 労働情報を調査すること。 2 労働争議月報を作成すること。		
	4 労働組合に関すること。	1 公益事業に関する労働委員会の設置を請求すること。 2 労働組合法（昭和24年法律74号）第18条に基づき地域的・一般的拘束力を定めること。			1 労働組合に関する調査すること。 2 争議行為の受理すること。 3 公益事業の行為の受理及び公表すること。		
	5 労働者の福利厚生に関すること。				1 中小企業退職金		

	関すること。				共済の制 度に関す ること。福 祉事業を 調査する こと。労働 福祉を 実施す ること。		
	6 労働委員 会に関する こと。	1 労働委員 会の任 免の関 すること。					
	7 労働審議 会に関する こと。						
	8 中小企業 従業員住宅 に関する こと（厚生 年金融資 住宅に限 る。）。						
	9 雇用対策 に係る 施策の 企画、 推進、 及び 調整に 関する こと。						
	10 緊急雇用 創出基 金に関 すること。						
産業人材育成課	1 職業能力 の開発に 関すること。	1 職業能力 開発計 画を策 定する こと。 2 職業訓 練法人 の認可 に関 すること。		1 職業訓練 の認定 及び取 消す こと。 2 職業訓 練指導 員の免 許及び 取消 すること。 3 職業訓 練指導 員の免 許試験 の実施 すること。 4 独立行政 法人職業 能力開発 機構（平	1 事業主 等が行 う職業 訓練に 対する 援助に 関する こと。 2 訓練手 当に 関する こと。 3 職業訓 練指導 員の免 許証の 再交付 に 関する こと。 4 職業能 力開発 校の設		

				1 4 年 法 律 第 7 第 0 号 ) 報 2 基 告 及 び 告 請 に 要 請 災 害 見 5 舞 金 の 決 定 に 関 る 事 。	申 請 及 び 更 申 請 を す こ と 。		
	2 技 能 検 定 に 関 す る こ と 。			1 技 能 検 定 試 験 を 実 施 す る こ と 。	1 技 能 検 定 合 格 証 書 の 交 付 及 び 再 交 付 に 関 す る 事 。		
	3 職 業 能 力 開 発 協 会 に 関 す る こ と 。	1 職 業 能 力 開 発 協 会 の 設 立 認 可 に 関 す る 事 。		1 職 業 能 力 開 発 協 会 の 行 業 告 示 に 関 す る 事 。			
	4 職 業 能 力 開 発 校 に 関 す る 事 。			2 職 業 能 力 開 発 協 会 に 対 し て 援 助 す る 事 。			
	5 技 術 短 期 大 学 校 に 関 す る 事 。			3 職 業 能 力 開 発 協 会 に 対 し て 報 告 せ る 事 。			
新 産 業 支 援 課 振 興 局	1 工 業 振 興 策 の 基 本 的 事 項 に 関 す る 事 。	1 工 業 振 興 策 の 決 定 事 項 に 関 す る 事 。		1 工 業 振 興 策 の 画 定 事 項 に 関 す る 事 。			
	2 工 業 振 興 策 に 関 す る 事 。						

<p>る中小企業の の近代化の 推進に 関すること。</p>						
<p>3 工業一般 に関するこ と（商工振 興金融課の 分掌ものを 除く。）。</p>				<p>1 商工業 所有権の 出願につ いての指 導をす ること。 2 熱管 の指導を すること。 3 商工業 標準化の 指導をす ること。</p>		
<p>4 地場産業 の振興に 関すること。</p>						
<p>5 産炭地域 振興に 関すること。</p>						
<p>6 下請振興 に 関すること。</p>						
<p>7 中小企業 の技術の 向上に 関すること。</p>						
<p>8 鉱業一般 に 関すること。</p>			<p>1 鉱業振 興の事業 計画策 定をす ること。</p>	<p>1 鉱山の 振興指 導をす ること。 2 鉱業法 （昭和2 5年法律 第289 号）第2 4条の協 議を処 理す ること。</p>		
<p>9 砂利採取 法（昭和 34年法律 第74号） 施行に 関すること （河川区 域内等 の採 取 計 画 を 除 く。）。</p>	<p>1 同法第 6条の規 定によ り登録 を拒 否す こと。 2 同法第 21条の 規定に よ り登 録を 取 消 す こと。 3 同法第</p>		<p>1 同法第 3条の 規定に よ り登録 を拒 否す こと。 2 同法第 15条の 規定に よ り登録 を拒 否す こと。</p>	<p>1 同法第 33条の 規定に よ り報告 をす ること。 2 同法第 34条の 規定に よ り立入 査を す ること。 3 同法第 36条の</p>		

		<p>のよの等こ 条に可し 6 定認消す 2 規り取をと。</p>		<p>3 同 法 第 1 6 条 の 規 定 採 計 画 及 第 2 0 の 規 定 更 よ の 認 可 す る こ と。 4 同 法 第 2 2 条 の 規 定 採 計 取 変 更 命 を と。 5 同 法 第 2 3 条 の 規 定 緊 急 令 置 を と。 6 同 法 第 3 8 条 の 規 定 聴 聞 す る こ と。 7 同 法 第 4 3 条 の 規 定 協 議 す る こ と。</p>	<p>規 定 に よ 通 報 を こ す と。</p>		
<p>1 0 採 石 法 ( 昭 和 2 5 年 法 律 第 2 9 1 号 ) の 施 行 に 関 す る こ と。</p>		<p>1 同 法 第 3 2 条 の 規 定 登 録 拒 否 す る こ と。 2 同 法 第 3 2 条 の 規 定 に よ る 取 消 等 を と。 3 同 法 第 3 3 条 の 規 定 に よ る 取 消 等 を と。 3 同 法 第 3 1 2 条 の 規 定 に 可 し る こ と。</p>		<p>1 同 法 第 3 2 条 の 規 定 登 録 す る こ と。 2 同 法 第 3 2 条 の 規 定 に よ る 取 消 等 を と。 3 同 法 第 3 1 3 条 の 規 定 に よ る 取 消 等 を と。 3 同 法 第 3 3 条 の 規 定 に よ る 取 消 等 を と。 3 同 法 第 3 3 条 の 規 定 に 採 計 取 消 等 を と。 3 同 法 第 3 3 条 の 規 定 に 採 計 取 消 等 を と。</p>	<p>1 同 法 第 3 4 条 の 規 定 に 用 す る こ と。 2 同 法 第 4 2 条 の 規 定 に 報 告 徴 収 及 び 検 査 を す る こ と。</p>		

				<p>認す のを。 第 更等こ。 第 変可るこ。 3 4 3 3 の 条 3 9 の 規 に 採 取 可 画 の 変 命 令 を す こと。 5 同 法 第 3 3 条 の 1 3 の 規 定 緊 急 措 命 令 等 す こと。 6 同 法 第 3 3 条 の 1 7 に 石 定 岩 取 の 取 し た 採 対 害 防 止 令 を 災 す こと。 命 7 同 法 第 3 4 条 の 規 に 聞 こ 定 こ と。 聴 8 同 法 第 4 2 条 の 協 に 議 定 こ と。 協 す こと。 定</p>			
1 1	中小企 業の新た な事業活 動の促進 に関する 法律（平 成11年法 律第18号） の施行に 関すること （商業に 関すること を除く。）。						
1 2	産学行 政連携の 促進に 関すること。						
1 3	新事業						

	・ベンチャー 一支援に 関すること。						
	1 4 サービス 産業の振 興に關す ること。						
	1 5 産業技 術センター に關すこ と。						
	1 6 公益財 団法人くま もと産業支 援財団に關 すること。						
	1 7 新産業 振興局長に 關すること。						
エネルギー 政策課	1 太陽光発 電等の新エ ネルギーの 連産業の利 興及び利用 の促進に關 すること。						
	2 エネルギー 一対策の企 画、調整及 び推進に關 すること。						
企業立地課	1 企業誘致 に關すこと。	1 企業誘 致の計 画に關 すること。 2 誘致 業地と 協定す ること。		1 熊本県 工場奨 励例（昭 和39年 3月6日 本第6 に適用 の指定 （承認 を）を 關すこ と。	1 同条 に基 づく 事業 開始 を認 める こと。 2 誘 業の ロー プに 關す こと。		
	2 企業立地 計画に關 すること。	1 農村地 域工業 導入（昭 和46年 4月1日 法律第 2号）に 基づく 計画す ること。			1 工場立 地法（昭 和34年 法律第 4号）に 基づく 工業立 地等調 査に關 すること。		



		3 県が管理 する工業団 地に関する こと。						
		4 高度技術 研究開発基 盤の整備に 関すること。						
		5 ポートセ ールス推進 室に関する こと。						
		(1) 熊本港 等への貨積 物の集積に 関すること。						
		(2) 熊本港 等に寄港船 舶の誘致及 び拡充に関 すること。						
		(3) 熊本港 臨海用地の 分譲、及び 貸付管理に 関すること。						
		(4) その他 熊本港等利 用の促進に 関すること。						
観光 経済 交流 局	観光課	1 観光振興 に係る施策 の企画及び 調整に関す ること。						
		2 観光広報 に関するこ と。						
		3 観光関係 団体の指導 育成に関す ること。						
		4 通訳案内 士に関する こと。			1 通訳案内 士の登録を すること。			
		5 旅行業法 (昭和27 年法律第2 39号)に関 すること。			1 旅行業 又は旅行代 理業者の登 録に関する こと。	1 旅行業 又は旅行代 理業者の登 録事項の変		

				<p>課（課 （セ）ン 一）長 決事専 該当項 ものを く。除 2 営業 証金の 付に保 る還 3 旅業 者又行 行業者 すの改 は善 は停 命止 令を るす こと。</p>	<p>更の処 に關する こ。業 2 旅行 者営 保証業 供託金 すとの 3 営業 証金の 戻し保 す取 こと。關</p>		
	6 観光統計 に關すること。						
	7 観光施設の 整備及び 維持管理に 關すること。						
	8 国際観光 ホテル整備 法（昭和2 4年法律第 279号） の施行に關 すること。			<p>1 同法第 12条第 2項の規 定に依る 2 施設管 理方法の 改善等 3 指し示 ること。</p>	<p>1 同法第 44条第 1項及び 第3項の 規定によ る報告に 及ぶこと 2 検査に 關すること。</p>		
	9 熊本県野 外劇場に關 すること。						
	10 観光審 議会に關す ること。						
	11 観光経 済交流局長 に關すること。						
国際課	1 貿易振興 に關すること。			<p>1 貿易振 興策及び 企画調整 2 海外に おける見 本市及び 展示会及 催しの決 定に關す ること。</p>	<p>1 貿易企 業の調査 及び統計 2 輸出商 品の改善 3 貿易実</p>		

				<p>ること。 3 貿易の行のび調整 政機及調 誘致絡す 連にこ こと。 4 貿易商 社及団 体育成 指に 導に すこ ること。</p>	<p>務の指導 及び相 に談 にす こ と。</p>		
	2 国際化に 係る施策の調 整に関する こと。	1 国際化に 係る施策の基 本方針に 関すること。					
	3 姉妹提携 地域、友好 提携地域の 他の地域に との交流に 関すること。						
	4 在熊外国 人対策に 関すること。						
	5 国際協力 に関する こと。			1 海外技術 研修員 及び自治 体職員協 力交流の 修入研 修を 入務 入決 定す こと。	1 海外技術 研修員 及び自治 体職員協 力交流の 修入研 修に 入務 入決 定す こと。 2 青年海 外協 力に 関 す こ と。		
	6 海外移住 及び在外 人会に 関すること。			1 県出身 海外移 住子弟 の学 生入 学入 定 す こと。	1 県出身 海外移 住子弟 の学 生入 学入 定 す こと。 2 在外 人会 に 関 す こ と。		
	7 一般旅券 の発給の申 請の受理及 び交付に 関すること。						
く ま も	1 くまも ブランド の推 進に 係 る						

とブランド推進課	企画及び調 整に関する こと。						
	2 県産品のの 販路拡大にの に係る施策及 び調整に関 すること。						
	3 物産振興 に関するこ と。						
	4 伝統的工 芸産業の 育成に關 すること。						
	5 熊本産業 展示場に 関すること。						
	6 流通施設 の整備促 進に關 すること。						

7 農林水産部

局 課	分掌事務	知事決裁事 項	部（公室） 長専決事項	部内局長専 決事項	課（センタ ー）長専決 事項	備考欄に 定める役 職員の専 決事項	備考
農林水産政策課	1 農林水産 部各課及 出先機 属職員 に農林 部各課 務費の 調整に 関すること。						
	2 農政諸務 に関する こと。		1 新嘗祭 における 献穀を 推薦す ること。				
	3 農業研 センター 林業研 導所及 産研 タター に關 すること。						
	4 熊本農 業公園 に關 すること。						
	5 農林水 産の企 画に關 すること。			1 農林水 産施策 の企 画調 整に 關 すること。			

	6 農業、林業及び水産の基本的な計画に関すること。	1 農業、林業及び水産の基本的な計画に関すること。	こと。				
	7 農林水産部長室に関すること。						
団体 支援課	1 農業協同組合等に関すること。	1 農業協同組合（昭和22年第13号）の規則により協同組合に散及第2項の規則を託すこと。 2 同法第96条の定めにより又は若しは若し選しをすること。	1 同法第59条の定めによる認可をすること。 2 同法第63条の定めによる取消をすること。 3 同法第64条の定めによる解散の議決をすること。 4 同法第65条の定めによる合併をすること。 5 同法第94条の定めにより業協同組合に監督を命ずること。 6 同法第95条の定めにより業協同組合の違法	1 同法第40条の定めによる仮選集すること。 2 同法第44条の定めによる認可をすること。 3 同法第64条の定めによる届受こと。 4 同法第97条の定めによる専約をすること。	1 同法第11条の定めによる業務の停止を承認すること。 2 同法第11条の定めによる経済規定、変更及び廃止を承認すること。 3 同法第11条の定めによる信託規定、変更及び廃止を承認すること。 4 同法第11条の定めによる宅地等供給事業の停止を承認すること。 5 同法第		

							<p>に對し必 要な措 をと。 同 法 第 9 4 条の 2 の規 定に よ り農 業協 同組 合に 對 し監 督上 の命 令を す こ と。 同 法 第 9 5 条の 規 定に よ り農 業協 同組 合又 は農 事組 合法 行 は 合 違 に 對 し 必 要 な 措 を す こ と。</p>					<p>7 2 条の 1 3 項 によ る農 業組 合法 定款 を 受 理 す こ と。 同 法 第 7 2 条の 1 6 項 によ る農 業組 合法 定立 理 す こ と。 同 法 第 7 2 条の 1 7 項 によ る農 業組 合法 解散 理 す こ と。 同 法 第 7 2 条の 1 8 項 によ る農 業組 合法 併 理 す こ と。 農 業 倉 庫 法 (大 正 6 年 法 律 第 1 5 号) に 基 づ き、農 業の 倉庫 業の 可 業 者 程 認 の す こ と。 同 法 第 6 1 条の 2 項 に よ る</p>				
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					り設立認 可に関す る証明及 び同法第 44条の規 3項によ 3定に款 定の認 定の可 の認 関す 明を 明す と。
2 森林組合 に関するこ と。		1 森林組 合の設 立を認 可す 2 森林組 合の併 合及び 解散を 認可す ること。	1 森林組 合の設 立を認 可す 2 森林組 合の併 合及び 解散を 認可す ること。	1 森林組 合の職 員を 研修 する こと。 2 森林 組合 の調 査を 行う こと。	
3 水産関係 団体に関 すること。		1 水産業 協同組 合の設 立を認 可す 2 水産業 協同組 合の併 合及び 解散を 認可す ること。	1 水産業 協同組 合の設 立を認 可す 2 水産業 協同組 合の併 合及び 解散を 認可す ること。	1 水産業 協同組 合の設 立を認 可す 2 水産業 協同組 合の併 合及び 解散を 認可す ること。	
4 漁船保険 に関するこ と。			1 漁船損 害等補 償法（ 昭和 27年 法律 第2 81号） 第2 条に 基づ く区 又 は 定 定 に 関 す こ と。	1 同法第 112条 の2及 び漁船 損害 等補 償法 施行 令（ 昭和 27年 政令 第6 8号） 第5 条に 基 づく 義務 の届 出に 係 る公 関 係 者 へ 並 び 指 調 査 に 関 す こ と。 2 同法 113 の2に づく 付保	

				<p>義務の消 滅及び公 示者への 関係通 知につ いては、 同令に 基づき 指調正 するこ と。</p>	
<p>5 農業金融 に関するこ と。</p>	<p>1 天災に よる被害 農業者等 の融通に 関する措 置昭和3 0年第1 号条の基 礎を定 むるこ と。</p>	<p>1 天災に よる被害 農業者等 の融通に 関する措 置昭和3 0年第1 号条の基 礎を定 むるこ と。</p>	<p>1 農業改 良資金 （昭和 31年第 1号）の 運用に 関する こと。 2 熊本 農業資 金の基 礎を定 むるこ と。 3 株式 金融 策</p>	<p>1 熊本 農業資 金の基 礎を定 むるこ と。 2 株式 金融 策</p>	



の 査 ず  
ら 調 託  
か 付 受  
庫 貸 を  
を る こ  
と。

に付認貸調にこだ興過経資善び画事林設う計要も認び産金計事定工事承並産境推進処化備び用備認にこ除  
資貸のびの導るた振・域改善改及計定農施の業必る承及農資業認特加の画務畜産境推進の度整備及利整の務にこ  
融る格及後指す。た振・地域改善改及計定農施の業必る承及農資業認特加の画務畜産境推進の度整備及利整の務にこ  
の係適定付査関とし、山疎営金計振の務、漁資ち画との事特加の画務、農資業認び経調資理施計共施計定関とを  
3 熊 本 県 経 支 事 要 定 規 づ 畜 善 金 計  
大 営 援 務 領 に 大 営 援 事

					<p>の承認に 関するこ と。</p> <p>4 農 業 制 度 資 金 に 係 る 利 子 補 給 及 び 利 子 補 給 に 関 す る こ と。</p> <p>5 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 か ら の 委 嘱 に 係 る 貸 付 調 査 の 報 告 に 関 す る こ と。</p>		
6	林業金融 に関するこ と。			<p>1 林業改 資 金 の 等 貸 付 け す に 関 す る こ と。</p> <p>2 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 の 貸 付 に 関 す る こ と。</p>	<p>1 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 の 委 嘱 を 受 け 付 行 対 象 事 業 の 貸 付 調 査 等 の 指 導 に 関 す る こと。</p>		
7	漁業金融 に関するこ と。			<p>1 漁業近 代 化 資 金 の 貸 付 け に 関 す る こ と。</p> <p>2 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 の 貸 付 に 関 す る こ と。</p>	<p>1 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 に 係 る 貸 付 調 査 に 関 す る こ と。</p>		
8	農業共済 組合に関する こと。	<p>1 農 業 災 害 補 償 法 ( 昭 和 2 2 年 法 律 第 1 8 5 号 ) 第 1 4 3 条 の 定 め に 基 づ き、都 道 府 県 農 業 保 險 審 査 会 規 程 ( 昭 和 1 6 年 勅 令 第 8</p>	<p>1 同 法 第 1 6 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、組 員 等 の 加 入 の 定 額 基 準 を 定 め る こと。</p> <p>2 同 法 第 2 5 条 及 び 第 4 8 条 第 2 項 の 規 定 に</p>	<p>1 同 法 第 4 3 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、農 業 共 済 組 合 の 共 済 額 は 共 同 認 可 事 業 規 程 を 認 可 す る こと。</p> <p>2 同 法 第 8 5 条 第 1 0 項 の</p>			



				<p>6 すること。第 同法 20 条第 1 2 0 5 第 の 1 1 5 び 1 項 3 及 第 規 定 基 規 づ 物 畑 づ 作 の 階 作 の 危 階 の 級 別、 各 危 階 級 に 属 る 区 域 は 地 域 各 危 階 級 の 程 度 險 表 示 指 数 を め る こと。 7 農 作 物 共 濟、 果 樹 共 濟、 及 共 濟、 物 樹 共 濟、 果 共 濟、 及 準 収 穫 基 並 び 共 濟 量 繭 取 指 示 基 量 を 指 示 す こと。</p>			
9	農 業 共 濟 保 險 審 査 会 に 関 する 事 と。						
1 0	漁 業 共 濟 に 関 する 事 と。			1 漁 業 災 害 補 償 法 ( 昭 和 3 9 年 法 律 第 1 5 8 号 ) に 基 づ く 加 入 区 に 関 する 事 と。			
1 1	そ の 他 農 林 水 産 業 団 体 に 関 する 事 と。						
1 2	団 体 検 査 室 に 関 する 事 と。						
	(1) 農 業 協 同 組 合 の 検 査 に 関 する 事 と。						
	(2) 森 林 組 合 の 検 査						

		に 関 する こ と。						
		(3) 漁業協 同組合の 検査に 関する こと。						
		(4) その他 農林水産 業団体の 検査に 関する こと。						
経営局	農地・農業振興課	1 農地の利 用推進に 関する こと。						
		2 農業会議 及び農業 委員会に 関する こと。						
		3 農地の集 積に 関する こと。						
		4 農業振興 地域の 整備に 関する こと。	1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年第58号）の第4条に基づき、農業振興地域基本法第6条に定める農地指定すること。 2 同法第15条に基づき、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年第58号）の第4条に基づき、農業振興地域基本法第6条に定める農地指定すること。	1 同法第5条に基づき、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年第58号）の第4条に基づき、農業振興地域基本法第6条に定める農地指定すること。 2 同法第15条に基づき、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年第58号）の第4条に基づき、農業振興地域基本法第6条に定める農地指定すること。	1 同法第7条に基づき、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年第58号）の第4条に基づき、農業振興地域基本法第6条に定める農地指定すること。 2 同法第8条に基づき、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年第58号）の第4条に基づき、農業振興地域基本法第6条に定める農地指定すること。 3 同法第9条に基づき、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年第58号）の第4条に基づき、農業振興地域基本法第6条に定める農地指定すること。 4 同法第15条に基づき、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年第58号）の第4条に基づき、農業振興地域基本法第6条に定める農地指定すること。	1 農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更すること。 2 同法第13条の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更すること。 3 同法第14条の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更すること。 4 同法第15条の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更すること。		

						<p>第6項の基 規に決 ずるこ す。同 5 1 3 3 定に、 き、に 村示 指こ と。同 6 1 3 3 の規 2 第 の基 市交 換計 可 と。同 7 1 5 5 定に、 き、の 権に 等停 調る こ と。同 8 1 5 5 の規 2 第 の基 農用 域内 け開 行の 可を す こ と。同 9 1 5 5 の規 4 第 の基 農用 域以 外内 区に お開 け行 い為 つを 告す こ と。都 1 0 市 計画昭 和 4 3 年</p>	<p>す。た るに 行地 用計 更、 が2 タ1 満の 地農 の用 農地 域に す編 るに 行地 用計 更及 地用 計画 計更 可 と。同 7 1 5 5 定に、 き、の 権に 等停 調る こ と。同 8 1 5 5 の規 2 第 の基 農用 域内 け開 行の 可を す こ と。同 9 1 5 5 の規 4 第 の基 農用 域以 外内 区に お開 け行 い為 つを 告す こ と。都 1 0 市 計画昭 和 4 3 年</p>		
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

				法律第010号第21条第1項に基づく区域調整の分野に関すること。			
5	農業振興促進審議会に関すること。						
6	農村地域工業等導入事業に関すること。	1 農村地域工業導入法（昭和46年法律24号）第4条に定める地域等本定と。	1 同法第4条に定める地域等本変更と。	1 同法第5条第2項に定めること。 2 同法第5条に基づき実際に協議すること。	1 同法第1条第1項の画定と。 2 同法第8条第1項の画定と。		
7	農地法（昭和27年法律第22号）の規定及び財産に関すること。	1 同法第51条に定める用に関すること。	1 農林水産大臣に對する同法第4条、第5条及び農地法の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正農地法（昭和27年法律第22号）（以下「旧法」とい	1 同一事業に採地面積0以上を許すこと。 2 同法第18条を許すこと。 3 同法第28条の仲介を許すこと。 4 旧法第72条			

			う。 ) ) 条に請をこ 第 7 3 定申見をこ の規る意す のよに付と。	4 項の規 定に用物 不の取件 の命ずを と。農地 5 施行一法 の改正部 政成令を 政 2 1 平 成 5 年 8 第 2 第 1 条 2 ) 規 定 の 改 正 の農地 施 行 令 和 2 7 昭 政 4 5 年 4 第 4 第 1 5 号 ) の 2 の 定 に 条 貸 付 規 行 う じ こと。第 6 旧法 7 4 条 2 の 規 に 定 路 等 の 与 に 道 ること。譲 7 旧法 7 5 条 2 の 規 に 定 地 の 用 の 設 草 関 する 権 と。に 8 同法 4 9 条 規 定 の 立 入 査 を 調 と。す こ。			
8	民事調停 法（昭和2 6年法律第 222号） に基づく農 事調停に 関すること。			1	同法に 基き、停 農事を と。調 るこ		
9	農地对価 等徴収金に 関すること。						



	1 0 公 益 財 団 法 人 熊 本 社 県 農 業 公 司 に 関 する 事 業 。						
	1 1 経 営 局 長 に 関 する 事 業 。						
担 手 ・ 企 業 参 入 支 援 課	1 農 業 の 担 手 の 育 成 に 関 する 事 業 。						
	2 農 業 経 営 の 改 善 に 関 する 事 業 。						
	3 新 規 就 農 に 関 する 事 業 。						
	4 農 業 へ の 企 業 参 入 に 関 する 事 業 。						
	5 農 業 大 学 校 に 関 する 事 業 。						
	6 女 性 農 業 者 及 び 高 齢 農 業 者 に 関 する 事 業 。						
	7 青 年 農 業 者 の 育 成 に 関 する 事 業 。						
流 通 企 画 課	1 農 林 水 産 物 の 流 通 対 及 策 の 企 画 に 関 び 調 整 する 事 業 。						
	2 農 林 水 産 物 の 販 路 拓 計 大 に 係 る 定 及 画 の 策 定 水 産 び 農 林 水 産 に 物 の 宣 伝 事 業 。						
	3 農 林 水 産 物 の 流 通 体 系 の 整 備 計 画 策 の 定 及 推						

	進に關する こ（林業 振興課 水産振 が所管 ももの を除く。 ）。						
	4 農林水産 物の加工 （林業に 課及振興 振興課が 管するも を除く。 ）。						
	5 その他農 林水産物 流通対策 （林業に 課及振興 振興課が 管するも を除く。 ）。						
	6 地産地消 の推進に すること。						
	7 農商工連 携に關す ること。						
	8 卸売市場 に關する こと。						
	9 卸売市場 審議に關 すること。						
むらづくり課	1 中山間地 域対策の 整備に關 すること。			1 地区予 算の割当 に關する こと。			
	2 農村地境 の生活環 の整備に すること （総計業 の整備に 合す及び 画集落の 策定に關 すること を除く。 ）。			1 地区予 算の割当 に關する こと。			
	3 経営構造 対策に關 する（人 を啓発等 含む）。		1 事業実 施計画を 認定する こと。 2 事業実				

			施 計 画 の 変 更 を 承 認 す る こ と。				
		4 都 市 農 村 交 流 に 関 す る こ と。	1 事 業 実 施 計 画 を 承 認 す る こ と。 2 事 業 実 施 計 画 の 変 更 を 承 認 す る こ と。				
		5 食 育 活 動 に 関 す る こ と。					
		6 農 地 ・ 水 保 全 管 理 支 払 事 業 に 関 す る こ と。					
生 産 局	農 業 技 術 課	1 農 業 技 術 の 改 善 に 関 す る こ と。	1 協 同 農 業 普 及 の 実 施 策 を 策 定 す る こ と。	1 普 及 指 導 員 の 設 置 に 関 す る こ と。	1 協 同 農 業 普 及 の 実 施 に 関 す る こ と。 2 農 業 普 及 指 導 員 の 資 質 の 向 上 に 関 す る こ と。 3 農 業 気 象 災 害 防 止 に 関 す る こ と。 4 普 及 指 導 員 の 活 動 に 関 す る こ と。		
		2 植 物 防 疫 に 関 す る こ と。	1 航 空 防 除 実 施 計 画 を 策 定 す る こ と。	1 農 作 物 病 害 警 報 を 発 令 す る こ と。			
		3 肥 料 ・ 農 薬 及 び 農 業 機 械 に 関 す る こ と。	1 高 性 能 農 業 機 械 の 導 入 基 本 方 針 に 関 す る こ と。	1 肥 料 の 登 録 を す る こ と。 2 事 故 肥 料 の 譲 渡 許 可 を す る こ と。 3 肥 料 取 締 法 ( 昭 和 2 5 年 第 2 7 号 )	1 特 殊 肥 料 の 生 産 を 受 け 取 る こ と。 2 農 薬 取 締 法 の 規 定 による 販 売 者 の 届 出		

			<p>4 違反措置すること。 5 留果すること。 6 締和法211条第1項に定販又は使用対告及にこと。</p>	<p>3 者の関にこと。 4 農薬の残析をこと。 5 農薬（昭23年8第31条の1）の業農者への徴及にこと。 6 農薬の指認すること。</p>	<p>3 高性能農業機械の断ること。 4 農業安全にすること。</p>
4 農用地土壌汚染防止にこと。	1 対策地及び特別指定をこと。	1 対策計画の及にこと。	<p>1 指定農作物の範囲にこと。 2 土壌汚染に調査及び測定にこと。</p>		
5 環境保全型農業の推進にこと。		<p>1 環境保全型農業の推進をこと。 2 地力増進指定をこと。 3 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に法律（平成11年法律第10号）第3条の規</p>	<p>1 熊本型特別農産物の認定をすること。 2 全国環境農業に関すること。 3 同法第33項に基づき、導入をこと。 4 同法第3</p>		

			定に基づき、導入指針を定めると。	項の規定に基づき、導入計画を認すること。			
	6 種 苗 法 ( 昭 和 2 2 年 法 律 第 1 1 5 号 ) の 施 行 に 関 す る こ と 。		1 熊 本 県 職 務 育 成 品 種 の 利 用 の 許 諾 に 関 す る こ と 。	1 熊 本 県 職 務 育 成 品 種 の 審 査 に 関 す る こ と 。			
	7 病 害 虫 防 除 所 に 関 す る こ と 。						
	8 農 業 技 術 会 議 に 関 す る こ と 。						
	9 農 業 技 術 支 援 室 に 関 す る こ と 。						
	( 1 ) 農 業 改 良 助 長 法 ( 昭 和 2 3 年 法 律 第 1 6 5 号 ) 第 1 2 条 第 2 項 各 号 に 事 務 に 関 す る こ と 。						
	( 2 ) 普 及 指 導 員 の 研 修 の 実 施 に 関 す る こ と 。						
	( 3 ) 研 究 開 発 さ れ た 新 技 術 の 確 立 及 び 農 業 者 へ の 技 術 移 転 に 関 す る こ と 。						
	( 4 ) 農 業 災 害 及 び 病 害 虫 発 生 時 の 被 害 減 少 の 技 術 策 に 関 す る こ と 。						
	1 0 生 産 局 長 に 関 す る こ と 。						
農 産	1 生 産 総 合 事 業 の 総 合						

課	調整に関する こと。						
	2 米、麦、 大豆の生産 対策に関す ること。		1 米、麦、 大豆の振興 方針を策定 すること。	1 米、麦、 大豆の生産 対策に関す ること。 2 稲、麦、 大豆の種子 対策に関す ること。 3 米、麦、 大豆の奨励 品種を改廃 すること。			
	3 米穀の需 給調整及び 流通に関す ること。		1 市町村 別生産目 標数量をこ と。	1 米穀の 流通・販 売促進に 関すること。			
	4 米穀等の 取引等の係 る情報の記 録及び産地 情報の伝達 に関する法 律の施行に 関すること (他課の分 掌事務を除 く。)						
	5 戸別所得 補償制度に 関すること。						
	6 いぐさの 生産奨励に 関すること。			1 いぐさ の奨励品 種を選定 すること。 2 いぐさ の原種 及び苗ほ 及基準設 置の設置 に関す ること。 3 いぐさ の指導方 針を策定 すること。 4 いぐさ 及びいぐ 品の生産 計画並び に流通対			

				の 推 進 に 関 す る こ と。			
	7 茶の振興 に関するこ と。		1 茶振興 計画を策 定するこ と。	1 茶の栽 培及び 加工に 関する 指導策 を策定 すること。			
	8 特用作物 の振興に 関すること。						
	9 蚕糸業の 振興に 関すること。						
園芸課	1 果樹の振 興に 関すること。		1 果樹農 業振興 特別措 置法 (昭和3 6年法 律第1 5号)第 2条の 3第1 項に基 づく、 果樹農 業振興 計画を 策定す ること。 2 果樹 の品種 の推選 を すること。	1 同法第 3条第 1項に 基づき、 果樹園 営認定 すること。 2 果実 の価格 安定に 関する こと。 3 果実 の需給 調整を すること。			
	2 野菜の振 興に 関すること。		1 野菜振 興計画 を策定 すること。 2 野菜生 産出荷 安定法 (昭和 41年 法律 第10 3号)第 5条及 び第6 条に基 づく野 菜の指 定産地 の指定 変更を すること。	1 同法第 8条及 び第9 条に基 づく野 菜生産 出荷計 画の更 改を すること。 2 野菜 の価格 安定に 関する こと。			
	3 花きの振 興に 関すること。		1 花き振 興計画 を策定 すること。				